# 例

介 護保険 法施行条例  $\mathcal{O}$ \_ 部を改正する条例をここに公布 する。

平 ·成三十年三月三十 日

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

## 埼 玉 県条例第十三号

介護保険法施行 条例  $\mathcal{O}$ 一部 を改正する条

護保険法施行条例 (平成二十四年埼玉県条例第六十六号)  $\mathcal{O}$ \_ 部 を次  $\mathcal{O}$ ように

改 正する

第 兀 運営

目 次 中 第四 款 運営に関す ,る基準 (第九 条 第四十二条) \_ を 第四款 の 二

に 関 する 基 準 (第 九 条 第 兀 (十二条)

共 生型居宅サ ピ ス に関する基準 (第四十二条の二・ 第四十二 に、 「第五 款

の三

除」 を「第五 款 共生型居宅サ ビ ス に 関する基準 (第百十四条 第百三十一条)」

第三

に、  $\neg$ 第三目 運営に 関する 基 準 (第百 七 + 匹 条 第 百 八十二条) を 第五款

第二

目 運 営に 関する基準 ( 第 百七 +匹 条 第百八 十二条)

の <u>-</u> 宅サ F, ス に関す る基 準 ( 第 百 八 十二条の二・ 第百 八 に、

共生型居

十二条の三)

第

第

第

四款 運営に 関する基準 (第二百七 +一条 -第二百 七十 ·七条)

*の* 二 指 定居宅介護支援等  $\mathcal{O}$ 事業の人員及 び 運営に 関する基準

一節 総則 (第二百七十 七条の二― 第二百七十 -七条の 四

二節 人員に関する基準 (第二百七十七条の 五. 第二百七 十七 条の六)

を

三節 運営に する基準 (第二百七十七条の 七 第二百七 十七 条の三十二)

基準 該当居宅介護支援に関する基準 (第二百七十七条の三十三)

四款 運営に関する基準 (第二百七十 一条 第二百七 十七条)」 に、

第 五 立章の二 介

第三款

運

第 節 総則

第二節 人員

第三節 施設

六

第四節 運営

三款

運営

に関

する基準

(第四

百三十条

第

四百三十八条)

を

五

節

ユニ

基準

一款

八

第三款 運 施

営に関する基準 (第四百三十条—第四百三十八条)

護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

(第四百三十八条の二・第四百三十八条の三)

に関する基準(第四百三十八条の四)

及 び設備に関する基準 (第四百三十八条の 五 • 第四百三十八条の

関する基準 (第四百三十 八 条の 七 第四百三十八 条の 四十二 に、 第 目

に

ツ 型介護医 療院 の基本方針並び に施設、 設備及び 運営に関する

 $\mathcal{O}$ 趣旨 及 び 基本方 針 ( 第 四 百三十八 条  $\mathcal{O}$ 四十三・ 第 四 百三十

条の四十四)

 $\mathcal{O}$ 

設及び設備に関する基準(第四百三十八条の四十五

営に関する基準 (第四百三十 八 条の 兀 + 六 第四百三十 八 条  $\mathcal{O}$ 五.

<u>Д</u>

第四目

介護予防の た  $\otimes$ の効果的 な支援の 方法 に 関 する基準 第 五. 百 九 +を

九条—第六百三条)

第六款の

介護予防 0 た  $\emptyset$ の効果的な支援の 方法に 関する基準 (第五百 九 +

九条—第六百三条)

共生 型介護予 防サ ピ ス に 関 す んる基準 (第六百三条の二・ 第六

に

し改める

百三条の三)

第

八条第二項中

第

四項」を「第九項」に改める。

+ 居 宅介 護支援事業者  $\bigcirc$  $\mathcal{O}$ 下 に 法 第八 条第二十 兀 項に 規定 す

を加える。

十四条 中 「第三十 八 号。  $\mathcal{O}$ 下 に 「第三十六条  $\mathcal{O}$ \_ 及 び \_ を 加 え る

業者等 五条 第 と 11 う。 項 中 提供 \_ を 加 する者」 え る  $\mathcal{O}$ 下 に  $\neg$ (以 下 : の 章 に お 11 7  $\neg$ 居 宅 介 護 支援

九 条第三項第二 号  $\mathcal{O}$ 次に 次  $\mathcal{O}$ 号 を 加 え る

用者 の 二  $\mathcal{O}$ 居宅介護支援事業者等に 薬状 況 П 腔機能そ  $\mathcal{O}$ 対 他  $\mathcal{O}$ 利 指 用 定訪 者  $\mathcal{O}$ 問 心 身 介 護  $\mathcal{O}$ 状  $\mathcal{O}$ 提 態 供 及 び に 生 当 活 た ŋ  $\mathcal{O}$ 状 把 況 握 に 係 た 利

第三十六条の次に次の一条を加える。

必要な

情

報

 $\mathcal{O}$ 

提供

を行うこと。

(不当な働きかけの禁止)

第三十六 門員又 者 居 そ を 宅介護支援事業所 定居宅介護  $\mathcal{O}$ 11 う。 は 条 他 の 二 居宅要介護被保険者  $\mathcal{O}$ )に対し 不 -当な働 支援事業所 指定訪 て、 をい き カュ 問 利用者 う。 け 介 (指定居宅介護支援等基準 を行 護 第百六十五条第二項にお 事業者は、居宅サ **(**法 に 0 心要の て 第 はなら 四十一条第 な な いサ 11 \_ ピ 項に規定する ピ ス 計 第二条第 ス を位置付 V) 画 て同じ  $\mathcal{O}$ 作成又は変更に 項 居 け  $\overline{\phantom{a}}$ るよう 宅 に規定する 要介護被  $\mathcal{O}$ 介護支援 求め 関 る 保 指 険 車 定

第二章第二節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型訪問介護の基準)

第

及 生 る指定 員、 生活 に 規定する の章 四十二条の 法第二十 び第百 活を よるこ を 居宅介 総 備及 事 お 総合 لح ととす 八十二 合 九 重 1 う。 条第 度訪 び 的 に 7 的 に支援する 関 運営に関 護事業者 に支援す 「指定障 る 条 問 訪 項  $\mathcal{O}$ 問 7 介  $\mathcal{O}$ へに規定 事業を 介護 護 満 害福祉 に る る たす を を する基準 た 11 お V た 12 す う。 う。 ベ  $\otimes$  $\otimes$ 行 係 1 き基準 . サ る指定障害福祉 う て  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る  $\overline{\phantom{a}}$  $\overline{\phantom{a}}$ 法 法 指定居宅 共生型居 「障害者総 ( 平 成 律 及 ビス 律に基づ に係る指 び重度 は 伞 等 + 基 省 成 介 宅 八 訪問 令第三十 合支援法」 準 定障害福祉 +年厚生労働省令第百 護 サ く指定障 Ł サ 事 年法 とい 業者 介護 ビ ビス ス 律 う。 害福 九 (障害者の (障 次 とい 条 を サ 第百二十三号。 祉 害  $\mathcal{O}$ V 条 こ 第五 う。 う。 サ 者 ピ 12 ス  $\mathcal{O}$ お !規定す 条第 日 七 ピ 日 V (障害者総合 L常生活及 第五 +ス 常 て  $\mathcal{O}$ 事業を行  $\mathcal{O}$ 生 4条第三 号。 事業等 以下こ 項に 活及 る 共 基 生 び社 規 以 び 支援 項  $\mathcal{O}$ 定 下  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ す 者 条 会 ح

(準用)

第 兀 十二条  $\mathcal{O}$ 三 第五 \_ 条、 第六条及び第七条並び に 前 款  $\mathcal{O}$ 規定は、 共生型訪 問 介 護

三十九 三十九 九条中 中 省令第二十五 と、第二十六条中 第十条中  $\mathcal{O}$ おい 「第六 7 条の三にお 第八条」とあ 準用 の三に 条」 「第 0 11 一条」と、 九条 とあ て準 する省令第三十三条」と、 お 」とあるの る 甪 1 V 「第二十五 する。  $\mathcal{O}$ て準用する省令第三十七条」 て準用す るの 第三十五条中「第三十三条」 は 「第三十九条の三において準用する省令第六条」 は の場合 「第三十九条の三にお 条」とあるのは「第三十九条の三に る省令第五 は 「第三十九条の三にお にお 第四十条中「第三十七条」とあるの 条 て、第六条中「第五条」とある (同条第一項を除 と読み替えるも 11 とあるの て準用する省令第八条」と、 V て準用する省令第九 < は 「第三十九条 おい のとする て準用 と  $\mathcal{O}$ ٢, は の 三 する

第四十七条中「前款」を「第四款」に改める。

七条」 Ŧī. に 九 条中 改め る。 「 及 び 第三十二条」を  $\overline{\ }$ 第三十二条か ら第三十六条ま で 及 び

第六十 等」 第六十三条中 に 九 改め 条第一項中 る。 「第三十七条まで」 「その 他保健 医 を |療サ 「第三十六条まで、 ビス又は福祉 サー 第三十七 ビスを提供 条 に す 改 る 8 者」 る。

加 える。 第七十 九 条中 「第三十二条か 5 \_ 0 下 に 「第三十六条まで、 第三十七 条か 5 を

老 人保健施設」 第八十二条  $\mathcal{O}$ を 見 出 L を 介護老人  $\neg$ **(**設 保健施設又は 備及 び 備品 等) 介護医療院」 に 改 め、 に改 同条第 8 る 項 中 又 は 介 護

九十 行 う保健 第 九十 五条第三項に 師、 条中 看 護 看護 おい 師及 て同 職員 び准看護師を除 じ。 (歯科衛生士 を削 1 、 た 保 る。 が行う居宅療養管 健 師 看護 師 理指導 又 は 准 に相 看護 師 当 す を る 11 う。 Ł  $\mathcal{O}$ 

 $\overset{\text{\tiny $\Gamma$}}{\circ}$ \_ 防訪問 シ 九十二条 彐 ン 看護ステー 又 及び指定介護予防訪 第一 八は薬局」 項中 ・ション に改 薬局 をいう。 める。 問 又 看 は 護ステ 指定  $\overline{\phantom{a}}$ 訪 を 11 問 う。 看護 シ 彐 第 ン ス テ 五. ( 第 百二十 五. シ 五百三条 彐 七 ン 条 等 第一 に規定する指 (指 項 定 に 訪 お 問 看 11 定介 T 護 同 ス

に 第九十五 同 条第一 条第三項を削 項第一 号中 る。 居宅介護支援 事業者等」 を 居居 宅 介 護 支援事 業者

九 十六 条中第五号を第六号と 第 兀 号  $\mathcal{O}$ 次 に 次  $\mathcal{O}$ 号 を 加 える。

五 通常の事業の実施地域

加 百十 -三条中 「第三十 四条 か 5 \_  $\mathcal{O}$ 下 に 第三十六条ま で、 第三十 七 条か ら

第二章第七節第五款を次のように改める!

第五款 共生型居宅サービスに関する基準

# (共生型通所介護の基準)

号。 障害福 を通 下この 立 百 ょ 二十二年 る指 五. 所支援基準 事業者を 当該 訓 ることと 事業等 八条第 う。 わ 定児 規 事 几 及 条に 業者 事業に関 せる 定す 下 規定する指定放 祉 (機 び 法 童 サ 11 る指定放 の条に う。 す 事業所に 指 お 能 項 第四条に 律第百六十 発達支援 人員、 (指 定放課 に規定 11 訓 ビ 事業を行 所 て同 練 定障 L 介 ス等基準第百六十六条第 お 設 て 深課後等、 事業者 満 お 規 Ľ. 事 す 備 指定児童発 害 後等デイ に 11 -四号) 子業者を たす 定する指定児童発達支援 て 及 福祉 課後等デイサ *\* \ る指定生活 う指定生  $\overline{\phantom{a}}$ び て指定放 る共生型居 指定 を通 運営に関する デ を サ べき基準 ・サー 第七 イ 1 サ わ う。 活 通所支援基 達支援事 ビ 条第二 課 ビス 介護事 せる事業所 ス等基準第 介護事業者を 後等 主と は、 宅サ ピ 事業者 ビ ス事業者をい 業者 業者 項 基 ス デ L \_ 指定 省令第百五条の二に規定する基準 をい E 準 準 項に規定する指定自 ピ イサー て重症心 1 (指定 15 自立 規定する重症 百 ス (児童福 (指定障 平 う。 を お Ŧī. と 1 (次条に 十六 う。 ビス V) 11 V 成二十四年厚 訓 う。 . う。 練 V. 通 身 て指定児童発達支援 を  $\overline{\phantom{a}}$ 祉法 条第一 害福祉 障 所 (生活 提供す (指定通所支援基準 支援基  $\overline{\phantom{a}}$ ` お 害 主として重症 指定自 第 五 を 提 児 に基 11 心 身 て 項 訓 サ (児 る事業者を除 障害児 供 条第 準 生労働省令第十 づ 立 練) に規 「共生型通 第六 童 1 する事業者 訓 ビ 定する 福 練(生 指定通所支 事業者 訓 ス 心身 項に 十六条第 を 祉 練 法 基 11 (指 (機 活 所 第六 う。 規定 準 0 (昭 を 定 定 能 五 除 诵 す 児 以 和 訓

#### (準用)

百十五 三十 提 省 合 百 八条、 す 供 令 第 に 十三条を除 お 第三十四 、条」と、 省令 当たる従業者(以 九 五. 1 1 て、 第 五 う。 第三十四条 第 中 条中 一十六条、 九 九  $\sqsubseteq$ 第百 第十条 +九条 条 第三十三条 应 第二十八 カコ 「運営規程」 · 条 」 中 か 5  $\mathcal{O}$ 規定は 第九十 条中 中 第 第 ら第三十六条まで、 訪 ٢, 下 + 問 条中 第九 八条 八 介護員等」 第九  $\mathcal{O}$ 条ま 第百二条第 と 九 章に とあ 条」 小とあ 条、 あ 共生型通所 訪 +る で、 とある 第百一 · 四 条 」 お 問  $\mathcal{O}$ る 介護 は  $\mathcal{O}$ 11 る 第二十条、 とある 兀 は て  $\mathcal{O}$ 員等 条及 とあ 介護 項 第  $\mathcal{O}$ は 第三十七条 「運営規 「共生型通 中 百 は  $\neg$  $\mathcal{O}$ Ű る 五. 「第百 第  $\mathcal{O}$ は とあ 事業 条 百五 第百二条第四  $\mathcal{O}$ 第二十二条、 前 程 「共生型通所介護従業者」 項 は  $\mathcal{O}$ 所介護 三に ただ 五. 条 に か 「第百五 る (第百七条に規定する の三に のは 条 2 5 の第三十 お  $\mathcal{O}$ い 従 書  $\equiv$ 7 11 業者 準用 第二十 条 共 に お 項  $\mathcal{O}$ 7 の 三 場合 進 生型通所 お 並 九条まで、 11 する 用 て び 11 لح 準 に 七 す T (指 11 準 甪 お る 前 う。 定 介 用 ۲ す 護 運 す る 第四 通  $\mathcal{O}$ て (第 営 所 省

は 限 二号中 利 百  $\mathcal{O}$ は 用 る。 設 八 五条第二号、 「第百 同 条 備 第二 項 項第三号 共 を 業 次 第 五. 生 者 項」 四号 条に 型通 とある 条 間 が 用 の三に 及 利 と読み 中 お 第百 び深 中 所 用 介  $\mathcal{O}$ 者 次 い 夜 次 お 護 六 夜 は 間 て準用する第二十条第二項」 条に を替える 条第五 条に に共 1 従業者」と、 「共 及 対 び て準用する省令第 お 生型 お 生 て 型通 ŧ 1 1 項 夜 て準用さ 及び 通 7 に  $\mathcal{O}$ 準用 とする 所 所 指 項 第百十 第百 介護以 介 定 す 護 する 通 規 る第二十 事 八 所 定 業者 第三十八条第二項」 百 条第三項 外 す \_ 条  $\mathcal{O}$ る 四条の二」 護 の二中 サ が 設 以 七条」 とあ 共 中 生 F.  $\mathcal{O}$ 又 型 る + は ス  $\neg$ ٢, を提供 第百 通  $\mathcal{O}$ 通 同 あ は 所 所 ビ 項 る 兀 第百十二条第二項 介 介 ス に 「第二十条第二項 とある  $\mathcal{O}$ 条 護 護 す を 規 は **の**二 事業 従業者」 る 提 定 「第二十 場合」 供 す  $\mathcal{O}$ 所 する る設 と は  $\mathcal{O}$ あ と ٢, 設 場 「第三 あ 備 合 る 以 る 第 を

# 第百十六条から第百三十一条まで 削除

百四 百五十三条第二 百三十五 に 十二条第 改  $\emptyset$ 条 る。 中 第三十 項 項中 中「そ 「作業療法 七条まで」  $\mathcal{O}$ 他保健医療サ 士 を  $\mathcal{O}$ 「第三十六条まで、 下 に ピ 「若しく ス又は 福祉サ は 言語聴覚士」 第三十 ビスを提供する者 七 条」 に 加 改 える。 8 る

居 宅介護支援 百六 +五 条第二 事業所を 項 V 中 う。 (指定居宅介護支援等基準第二条第  $\overline{\phantom{a}}$ \_ を削る。 \_ 項 に 規定す る 指 定 を

を 加える 第 百六十 九 条中 「第三十四条か 5 の 下 に 「第三十 六条ま で、 第三十七条 カコ

二章 第 九 節 第 五. 款  $\mathcal{O}$ 次 に 次  $\mathcal{O}$ 款 を 加 え る。

五. 款  $\mathcal{O}$ 共 生 型 居 宅 サ ピ ス に 関 す る 基 進

(共生型短期入所生活介護の基準)

第

生型短 百 支 定 福  $\mathcal{O}$ ピ 障害者 援 事 ス 祉 八 百 八十二条 業を行 短 兀 サ 設 基 期 期 を 十 を 準 支 入所 が 条 入 1 ピ ス等基 第百 う。 援施 。 二 供 所 そ う  $\mathcal{O}$ 事業所 生活 す  $\mathcal{O}$ +  $\mathcal{O}$ 施設 + 以下 設 兀 る 事 事 一四条に 業 準 短期 に 介 ( 障 規 業 を 第 護  $\mathcal{O}$ 害者総 定す 者 全  $\mathcal{O}$ 百十 行 入所 L 規定 条に て当該 に う 部 と 場 生 又は 限 八 11 る 基 条第一 う。 活 する指定短期入所 る。 合 お 合 介 準 施 1 支援法第二十 \_ 部  $\overline{\phantom{a}}$ 設 護 お て  $\mathcal{O}$ <u>ک</u> — 例 が が 同 項に規定す に係 V  $\mathcal{O}$ 当 ľ て 利 事 に 業を行 ょ 該 用 体 る 事 的  $\overline{\phantom{a}}$ 当 者 共 ることとす 業 12 が 九 該 に 生 条第一 を 指定短 る指定 型居 に 利 運営を行 事 う 業を 用さ 1 指定 関 う。 宅 項 短 短 行 れ 期 サ て満 以 う事 う 7 入 に 期 期 下こ 事 所 規 入 た V 入 ビ 業所 す 業所 所 ス 定 所 な  $\mathcal{O}$ 事業者 次 指 事 条に す ベ 11 る指 · 業 者 又は き に 居 定障害福 条に 基 お 室 お 指定 定障 を を 11 (指 お は て 利 て同 11 1 障 祉 害 用 定 V て「共 定 害 サ 7 支

#### (準用)

とあ 三条中 とあ とあ 活 百 用 規 二十二条、 て 第二項」 生型短期入所生活介護従業者」と、  $\mathcal{O}$ 百 百二十五 程」 中 四十九 ŧ 準 0 する 第百 する ۲ 訪問 は 介 八 条まで、 十二条 る 第百  $\mathcal{O}$ 用 は る る  $\mathcal{O}$ لح する 百 省令 四十条の十五において準用する省令第百二十二条」と、第百五十二条中 章に とあ 第百 省令第三十七条」と、 第三十三条」  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 介護員等」とある  $\mathcal{O}$ 「第二十条第二 六十 短 す 五十五条中 事 条 は 条」とある は は るの 省令 期入所生活 業に 第二十 が 三 あ 第百二十八条」と、 お 兀 並 第四十条 第五十六条 「第二十 「共生型短 「第百 1十条の る 八  $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 11 第三十 は 条第二項第二号  $\mathcal{O}$ 7 0 に 四十条の V 七 第 は 第十 「運営規程  $\neg$ とある 十 五 四款 · 条、 0) 中 七条」 共生型短期入所生活介護従業者」という。 て準用す  $\neg$ 項」 第三十二 期入所生活介護従業者」 は 介護従業者」とある 七条第二 第百二十八条」と 「第三十七条」  $\mathcal{O}$ 第三十 「第百四十条の十五におい にお 第百 カ (第百六 ٢, ٤, 十五に は「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者  $\mathcal{O}$ 5 第百 る。 八条第二項」と、 は 1 八 第 (第百六十四 第百五十六条第一項中「短期入 同 項」 条、 中 匝 同 て準用する省令第 十 「第百四十条の 項第四号 八条第三項中「通所介護従業者」  $\subseteq$ 項第五号中 お 十九条を除く。 条 兀 「次条に とあ 第百 から いて準用する省令第百三十条」  $\mathcal{O}$ 第百十条、 条まで、 とあ 場合に しあるの る 四十九条中「第百二十二条」 第三十六条ま 中  $\mathcal{O}$ 条に規定する運営規程 お  $\mathcal{O}$ る は 「次条 V  $\mathcal{O}$ お は 第  $\neg$ ٤, 次条に て準用 「共生型短期入 は は +V 第百十一条、 「第三十 十六条、 同項第六号  $\overline{\phantom{a}}$ て、 Ŧī. 九条」 「第百四十条の十五にお 「第百四 て に 第百五十七条中 に 0) お 準用する省令第百二十五 規定は、 する おい で、 お 第十条中 VI ٢, 七 11 7 第二十 第三十 一十条の て準用 条 中 7 準 第三十 第二 準用 第 七 「第百四十条に ,所生活 所生活介護従業者 用  $\overline{\phantom{a}}$ 共生型短期 百 す を 四十 項 とあ 十 五 七条 する第三十 条第二項」 する省令 第 る第二十 ٢, と、 「第百三十条」 11 第二十 兀 九 介 条中 لح とある に 条」 七条 カコ る 護従 第三十 読 第百六十 お 5  $\mathcal{O}$ 第三十 及 11 と 入 第 は \_ 八条 て 運 あ 替 お て 所  $\mathcal{U}$ 兀  $\mathcal{O}$ 「共 「第 以 五. え は 生

百 第二十条 兀 養室 える 百 す る 第二十 第二項」 第 九 お 条中 11 七  $\mathcal{O}$ て 条第二 条 】 準用 とあ 下に 「第三十七 す لح る 項 ٤, あ  $\mathcal{O}$ る 省 は る とあ 条ま 令第三十  $\mathcal{O}$ 第百六十八条第二項第二号中 「第二十条第二項」 は る で 第二  $\mathcal{O}$ \_ は 七 を 「第三十 +条第二項」と 第 七 条」 三十 Ł, 八 と、 六 条 条ま あ 第二項」 同 同 る 項第 で、 項第四号  $\mathcal{O}$ 「次条 は 第三十 五. ٤, 号 第 に 中 三十 中 同 「次条 お 七 項 七 次 11 第 条 7 六 に に 準 12 묽 お お 用 改 中 す 11 11  $\Diamond$ ろ て 7

百 九 十三条 中 介 護老 人保 健施 設  $\mathcal{O}$ 下 に 一若 L < は 介 護 医 療院 を 加 え

第二百三条に次の一号を加える。

兀 ことと 医 療 護 な 院 医 療 る  $\mathcal{O}$ 利用 院 入所者とみ であ 者 る指定 数 な 短期入 L た場合 所 に 療 お 養 介 11 7 護 入 事 業 所 定員 所 に 及 あ び 0 療 T 養 は 室  $\mathcal{O}$ 利 定員を 用 者を 超え 当 該 る 介

第二百十六条に次の一号を加える。

居定員及 て ユ = 利用者を当 ット型介護 び 療養室  $\mathcal{O}$ 該 医 療院 定員を超えることと ユ = で ツ  $\vdash$ あ るユ 型介護医 = ツ 療 1 なる利用者 院 型指  $\mathcal{O}$ 定 入居者と 短 期 入 み 所 療養介 な した場合にお 護事業所 に 11 T あ 入 0

二百三十 条及 び 第二百四十 九条中 第三十 -四条か <u>ک</u>  $\mathcal{O}$ 下 に 第三十 六 条 ま

第三十

七条

から

を

加

える

に 次 第二百五  $\mathcal{O}$ 一号を加 十六条第一 える。 号中 利 用 料  $\mathcal{O}$ 下 に 乛 全 玉 平 均 貸与 価 格」 を 加 え、 同 条

六 なる複数 指定福祉  $\mathcal{O}$ 用具貸与 福祉 用具  $\mathcal{O}$ 提供 に関する情報を に 当た 0 て 利 は 用者に 同 \_ 提供 種 目 す に るも お け 0) る 機能 とすること。 又 は 価 帯  $\mathcal{O}$ 

員」を加 二百五 える。 十七 条第四 項 中 「利用 者」 0) 下 に 「 及 び 当該 利 用者に 係る介護支援 専 門

カュ 5 第二百六十四 に 改める 条 中 第三十五条 か 5 を 「第三十五条、 第三十六条、 第三十 Ł 条

 $\otimes$ 第二百 六十 ·六条中  $\neg$ カュ ら第三十 七 条ま で」 を  $\neg$ 第三十六条、 第三十 七条」 に 改

 $\mathcal{O}$ カュ 第二百-は 6 「従業者」 に 改 七 め、 十 七 条中 を加 利  $\neg$ える。 用 第三十五 者」  $\sqsubseteq$ 条か  $\mathcal{O}$ 下 に らし ر ک を 第三十 第三十三条中 Ŧī. 条、 第三十六条、 訪 問 介 護員等」 第三十 とあ 七 条

第二章の二を削る。

第二百 八 十 五 条中「 介護老人保 健施 設  $\mathcal{O}$ 下 に 若 < は 介 護 医 療 院 を 加 え る。

第三百一条の次に次の一条を加える。

(緊急時等の対応)

第 三百 を行 に 5 お カコ 0 け て の 二 る 8 1 るときに 対 応方法 省 令第 指定介 を定め 二条第 入所者 護老 て  $\mathcal{O}$ 人 項 病 お 福 第 状 カュ 祉 な  $\mathcal{O}$ 施 号に 急変が け 設 れ · 掲 ば 生じ なら 現に げ る に指定介 た場合 医師 な لح そ 護  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 福 連携方法そ 他 祉 施 必要な場合 設 サ  $\mathcal{O}$ 他 ピ  $\mathcal{O}$ ス  $\mathcal{O}$ た  $\mathcal{O}$ 急 め、 提 時 供

を 加 三百 える 五 条 中第 七 号 を第 八 、号と 第六号 を第 七 号と L 第 五 号  $\mathcal{O}$ 次 に 次  $\mathcal{O}$ 뭉

六 緊急時等における対応方法

号を. 第三百二十八条中 加える。 第 八 号 を第 九 号と Ļ 第 七 号を第八 号と Ĺ 第六号  $\mathcal{O}$ 次 に 次  $\mathcal{O}$ 

七 緊急時等における対応方法

る。 院 三百三十 を 加 え、 五. 「病 条第 院 又 \_ 項 は 診 中 療所」 以 外 0 を 介護老  $\neg$ 介護 医 人 療 保 院 健 施 又 は 設 病 院  $\mathcal{O}$ 若 下 に < 若 は 診 療 所 は 介 護 に 改 医  $\Diamond$ 

療所」 第三百七 改 + $\otimes$ 五. る 条 第 \_ 項 中 病 院 又 は 診 療所 を 介介 護 医 療 院 又 は 病 院若し < は 診

第五章の次に次の一章を加える。

第五 章  $\mathcal{O}$ 介 護 医 療院  $\mathcal{O}$ 人 員、 施設 及 び設備並 び に 運営に 関 す る 基

第一節 総則

(定義)

き、 四百三十 る用語の 厚生労働 法及 例 び 八 介護医 条 に 省令第五 の 二 ょ る。 療 号。 院 ۲  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 章に 以下こ 人員、 お  $\mathcal{O}$ 施 11 章 設 て 使用 に 及 お び す 設 11 のる用語 備並 て 「省令」 び に は 運 営に 特 と 别 1 う。 関  $\mathcal{O}$ す 定 8 る 基 があ に お 準 る場合 11 伞 て ·成三十 使 用 を除 す

(基本方針)

第 者 設 四百三十八条 で なけ が び サ 機能 そ れ  $\mathcal{O}$ ピ ス ば 訓 有 ならない 計 す 練 の 三 そ 画 る能力に  $\mathcal{O}$ に 他 基 づ 必 介 応 V 要 護医療院 U な 7 自 医 療養上 療並 <u>\( \frac{1}{2} \)</u> は、 L び た に日 長期 日  $\mathcal{O}$ 常 管 理 生 常 に 活 生 わ 活 看護 を たり 営 上 療養が む  $\mathcal{O}$ ことが 医学 世 話 的 を 必 行う 管理 で 要で き る こと あ  $\mathcal{O}$ る者 ょ 下 う に 12 に ょ お に ŋ . 対 す け る る そ Ł 介 護  $\mathcal{O}$ 

- 2 医療院 介護 医 療院 サ ビス は、  $\mathcal{O}$ 入所 提 供に 者  $\mathcal{O}$ 努め 意思及 な け び れ 人格 ば を尊重 な ら な 11 L 常 に 入 所 者  $\mathcal{O}$ 立 場 に <u>\\ \</u> 0 7 介
- 3 携 保 除施設 介護医 努め 運営 療院 な を け  $\mathcal{O}$ 行 は、 他 ればなら  $\mathcal{O}$ 保 明る 市 町 健 医療 村、 な く家庭的 サ 居宅 な ピ 介 護 雰 ス 囲気 又 支援事業者、 は を有 福 祉サ į 居宅 地 ピ 域 ス サー を Þ 提供 家庭 ピ ス す لح ん者と 事  $\mathcal{O}$ 業者、 結 び  $\mathcal{O}$ 付 密 他 きを 接  $\mathcal{O}$ な 重 連 護 視

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

百三十 **(**医 師 第三節 及  $\mathcal{U}$ 条 看護師  $\mathcal{O}$ 兀 施 設 及 に 係 び 護 る 設 医 部 療 備 分を除 に 院 関 に す 置 <\_ る基 < ベ き従業者 規定す  $\mathcal{O}$ る 員数 基準 に係る基準  $\mathcal{O}$ 例 に ょ ることとする。 は 令 兀

施設)

四百三十八条の 五. 介 護医療院 は、 療養室、 診察室、 処置室及び機能  $\mathcal{O}$ ほ

か、次に掲げる施設を有しなければならない

- 一談話室
- 二食堂

三浴室

四 レクリエーション・ルーム

五 洗面所

六 便所

七 サービス・ステーション

八 調理室

九 洗濯室又は洗濯場

十 汚物処理室

前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

一談話室

入所者同 士や入所者とその家族 が談話を楽 L める広さを有すること。

二食堂

内法による測定で、 入所者一 人当たり 一平方 ル 以上  $\mathcal{O}$ 面積を有するこ

と。

三浴室

1 身体  $\mathcal{O}$ 不自 由 な者が入浴す る  $\mathcal{O}$ に · 適 し たも  $\mathcal{O}$ とすること。

浴 槽  $\mathcal{O}$ ほ カュ 入浴 に 介 助 を必要とする者の 入浴 に適した特 別浴

けること。

口

四 レクリエーション・ルーム

クリエ シ 彐 ン を行う た め に +分な広さを有し、 必要な 設 を備えること。

五 洗面所

身体の 不 自 由 な 者 が 利 用 す る  $\mathcal{O}$ 適し ŧ  $\mathcal{O}$ とすること。

六 便所

身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

3 項各号に掲げ る施設は、 専ら当該介 護医療院の 用に供するも  $\mathcal{O}$ でなけ れば

ならな ただし、 入所者  $\mathcal{O}$ 処遇に支障 が な 11 ・場合に は、 こ の 限 ŋ で な

(構造設備の基準)

四百三十 の六 介 護医療院の 構造設備 の基準 は、 次  $\mathcal{O}$ とおりとする。

医 療院  $\mathcal{O}$ 建 物(入所者の 療養生活の ために使用 な 1 ・附属の 建物を除

火建 カュ  $\mathcal{O}$ 下 築物  $\mathcal{O}$ とす を 章 る た お こと す VI て が 階 同 できる 建 て 又 は 平 屋 耐 建 火 建 7 築  $\mathcal{O}$ 物 介 とする 護 医 療 院  $\mathcal{O}$ 建 た 物 だ に あ 0 7 次 は  $\mathcal{O}$ 11 潍 ず 耐 n

- 百  $\mathcal{O}$ 三十 療 ず 養 れ に そ 条 ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 設け 四十 他  $\mathcal{O}$ 五. 入所 T 第四 VI 者 な 項 11  $\mathcal{O}$ こと。 に 療 お 養 V 生 活 7 に 療 充 養 7 室等 5 れ \_ る 施 と 設 11 う。 以 下 を二  $\mathcal{O}$ 階 項 及 及 び び 地 第 階 兀
- 口 て を満たすこと。 養室等を二階 又 は 地 階 に 設 け 7 VI る 場合 で あ 0 て、 次 に 掲 げ る 要 件  $\mathcal{O}$ 全.
- (1) 又 は 12 当該 0 消 あ 円滑 防署長 0 介護医 ては か لح 9 療 市 相談 迅速な避 院 町  $\mathcal{O}$ 村  $\mathcal{O}$ 所在 广 長。 難を確保す 地 第四百三十 第四百三十 を管轄す る る 八条 ため 八 消 条 防  $\mathcal{O}$ に必 の三十二の 長 四十 (消 要な事 五第 防 本 兀 項を定 規 部 項 定 を 12 設 お 8 ょ 置 11 る る て 計 な 同 画 11 市 入 町
- (2)11 第 昼 匹 間 百三十八 及 び 夜 間におい 条の三十二の て行うこと。 規定に よる 訓 練に 0 V ては、 同 条 0 計 画 に 従
- (3)と 火 の連携体 災 時に おお 制 け を整備す る避 難、 、ること。 消 火等の 協 力を得ることが できるよ う、 地 域 住 民
- れぞ 療養室 等が二階以 以上設け 上 ること。  $\mathcal{O}$ 階に あ る場合 は 屋 内  $\mathcal{O}$ 直 通 階 段 及 び 工 V ベ タ を
- 避難 第 二以上設 療養室 項 段  $\mathcal{O}$ け 等 規  $\mathcal{O}$ 数に 定 ること。 が三階以 による 算入 ただし 避難 することが 上  $\mathcal{O}$ 階段 階に とし 前 あ で 号 る 場合 きる て  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 直 通 構 は 造とす 階 段を 避 難 建築基 る に 場 支 合 障 準 が は 法施 な そ 1 行  $\mathcal{O}$ ょ 直 令 う 通 第 12 避 階 百二十三条 段 難  $\mathcal{O}$ 階 数 段 を
- 兀 は て は 診 兀 十条 危 察 カゝ 第  $\sqsubseteq$ 害 条の二十第二 条 第三十条 医療法施行規  $\mathcal{O}$ 項、 の 二 十  $\mathcal{O}$ 防 用 と V +に供 止上必要な方法を講ずることと ず み替 第三十条の二十五、 八 れ の十三、 第一 す カゝ え  $\mathcal{O}$ る 及 電気、 項、 則 る 規定を準用 び \$ 項 (昭和二十三年厚生省令第五 第 第四号 第三十条 第三十条  $\mathcal{O}$ 四号 光線、 す カュ ずる。 カュ 第三十条 5 の 二 十 熱、 5  $\mathcal{O}$ 第六 +六号 ۲ 匹 蒸 号までを除 気  $\overline{\phantom{a}}$  $\mathcal{O}$ ま 場合に の 二 十 第三十条 L 又 第三十 で は に 放 ガ 掲 お 六 射 ス げ 第三項 十号) の 十 V 条の二十二、 <\_ . 線 に る て、 12 関 措 六、 関 す 置 第三十 か 同 す る 第三十 5 第三十 る 構 令第三十条の لح 第 造 あ 第三十 · 条、 五. 造 設 る 一項まで 設  $\mathcal{O}$ 第三十  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 備 12 は 条 +に 0 の 二 九、 七 0 11 び 条 7
- 五 階段には、手すりを設けること。
- 六 廊下の構造は、次のとおりとすること。

- 1 メ  $\vdash$ ル 上 とすること。 た だ L 廊 下  $\mathcal{O}$ 幅 七 メ
- ートル以上とすること。
- ロ手すりを設けること。

ハ

夜

灯

を設

け

ること。

- 七 入 えること。 八所者に 対 す る 介 護医療 院 サ ビ ス  $\mathcal{O}$ 提 供 を 適 切 に 行 Ď た 8 に 必 要 な 設
- 八 消火 設 備 そ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 非 災 害に 際 7 な 設 備 を 設 け る
- 2 屋 知識を有 る と認 建て 前 項第 8  $\mathcal{O}$ する者 た \_ にときは 号 護 医  $\mathcal{O}$ の意見 規定に 療院  $\mathcal{O}$ 建 物 を 火 カコ 聴 建 カコ 築物 で 11 わ あ 7 5 又 0 ず は て 次 準  $\mathcal{O}$ 知 耐 各号 事 火 火 災 が 建 に  $\mathcal{O}$ 築 係 11 火災予防 物 ず る 入所 とす れ カュ 者 る  $\mathcal{O}$ ことを 要件  $\mathcal{O}$ 消 安全性 火 こを満た 活 要 動 が 等 な 確 す に 保 木 さ 造 専 れ か 門 て 0 亚 的
- 期消火 理室等火 ス プ 及 IJ ンクラ 災 び延焼の が 発 生 す 設 抑 るお 制 備 に  $\mathcal{O}$ それ 設 配 置 慮した構造で が 天井等 あ る箇 所  $\mathcal{O}$ あ に 内 ること。 装材 お け る防 等  $\sim$  $\mathcal{O}$ 火 難 区 燃性 画  $\mathcal{O}$ 設  $\mathcal{O}$ 置 等 料  $\mathcal{O}$ ょ 使 り 用 調 初
- 非常 円 滑 警報 な 消 設 火活 備  $\mathcal{O}$ 設 動 置等 が 可 能 に よる なも 火災  $\mathcal{O}$ であること。  $\mathcal{O}$ 早 期 発見 及び 通 報  $\mathcal{O}$ 体 制 が 整 備 さ れ て お
- あること。 により、 避難 配 置  $\Box$ 円  $\mathcal{O}$ 人 増設、 員 滑 な避 を増員する 難 搬送を容易に が 可 能 こと等に な 構 造 行 ょ うた で ŋ あ め り に 火災 + か つ、 分  $\mathcal{O}$ な 際 避 幅  $\mathcal{O}$ 難 円 員 を有 訓 滑 な避 練 す を頻繁に 難が る 避 可 難 実施 能な 路  $\mathcal{O}$ す ŧ 確 る 保  $\mathcal{O}$ で

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第 百三十 八条 0 七 内 容 及 び 手  $\mathcal{O}$ 説 明 及 CK 同 意 係 る 基 準 は 省 令 第七 に

定する基準の例によることとする。

(提供拒否の禁止)

兀 百三十 八 条  $\mathcal{O}$ 八 供 拒 否  $\mathcal{O}$ 禁止 に 係 る 基 準 は 省 令 第 八 条 に 規 定 す る 基 準  $\mathcal{O}$ 

例によることとする。

ピ

ス

提供

困難時

 $\mathcal{O}$ 

対

第 四百三 院 又は し自 診 5 必 八 要な 所 条 を  $\mathcal{O}$ 紹 サ 九 介 す F. 介 る等 ス 護医療院 を提供  $\mathcal{O}$ 適 す 切 は、 な る ことが 措置 入 所 を 申 速や 困難 込 者 で  $\mathcal{O}$ カン あ 病 に ると 講 状 U 等 を勘 認 な 8 け た場合 れ 案 ば な は、 5 入 な 所申 適切 込者 な

受給資格等の確認)

に 百三十 は、 そ  $\mathcal{O}$ 者  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 提 +示 す 介 護医 る 被 保 療 院 険 者 は 証 に 介 ょ 護 医 0 療院 て、 被 サ 保 険 ピ 者 ス 資  $\mathcal{O}$ 格、 提 供 要介 を 求 護 8 認 6 定 れ  $\mathcal{O}$ た 有 無

及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 意 ピ ス 見 が を 護 提 記 医 供 載 する さ 院 れ は ょ 7 う 11 E る 項 努 と  $\mathcal{O}$  $\emptyset$ き 被 な は 保 け 険 n 当 者 該 ば 証 な 認 に 定 法 5 な 審 第 査 七 11 会 +意見 三条第二項 12 配 慮 に て 規 定 介 す 護 る 医 療 定 院 審 サ 査

(要介護認定の申請に係る援助)

該 兀 が 行 申 込 百三 わ れ に +が 行 る 0 八 条 ょ わ 1 T  $\mathcal{O}$ n う 必 は +7 要 \_\_ 11 な な 要介護認 援 V 介 · 場 合 助を 護 医療 定 行 は 院 わ  $\mathcal{O}$ な 入 申 は け 所 請 れ 入 申 が ば 込 既 所 者 な に  $\mathcal{O}$ 6  $\mathcal{O}$ 行 意思を な わ に 要介 れ 7 踏 護 VI ま 認 る 定を受 え カュ どう て 速 B カュ け を 7 カコ 確 に V 当 認 な 該 11 入 申 当 所

れ ば 護 介護 な 認 定 医 5  $\mathcal{O}$ 療 な 有 院 11 効 は 期 間 要 介  $\mathcal{O}$ 満 護認 了 定 日  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 三十 更 新 日  $\mathcal{O}$ 申 前 請 に は が 行 遅 < わ れ کے ŧ る 当 ょ 該 う 必 入 所 要 な 者 援 が 助 受 け を 行 7 わ 11 な る 要 け

(入退所)

そ す 百三十 境等 る 0) 他 医 に  $\mathcal{O}$ とす 療 照 八 条の 等 5 Ź。 が L 十 二 療養 必 要 で 上  $\mathcal{O}$ あ 介護医療院 管理、 ると 認 めら 看 護 は れ る者 医 そ 学  $\mathcal{O}$ を対 的 心 管 身 象 理  $\mathcal{O}$ 状況 に  $\mathcal{O}$ 下 に 介 護医 お 病 け 状、 る 療 院 介 そ  $\mathcal{O}$ サ 護 置 及 び カコ ピ 機 れ ス を て 提 訓 VI る 供

- え を 先的 勘案 7 介 護 1 に 医 る 場 療院 入 合に 所 介護 させ は、 医 は るよ 療 入 院 長 所 う 期 申 サ 努め 12 込 者 ピ わ な ス た  $\mathcal{O}$ る療 を 数が け 受け れ ば 養 入 な 及 所 る 5 必 定 び 要性 医学的 員 な カュ が 5 管理 入 高 所 11 者  $\mathcal{O}$ لح 認 下  $\mathcal{O}$  $\otimes$ に 数 を差 5 お n け る る 介 引 入 所 護 V 申 た  $\mathcal{O}$ 込 数 必 要 を 超
- 者 ス 等 対  $\mathcal{O}$ 利 す 医 用 る 療 照会等 院 状 況等 は  $\mathcal{O}$ に 入 把 ょ 所 握に り、 申 込 努め 者 そ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ な 者 入 け  $\mathcal{O}$ 所 れ 心 に ば 身 際 な  $\mathcal{O}$ 6 状 T 況、 は、 な VI 生 そ 活  $\mathcal{O}$ 歴 者 に 病 係 歴 る 居 指 宅 定 介 居 護 宅 支 サ 援 事 ピ
- そ 討 介護  $\mathcal{O}$ 医 そ が 療院 居  $\mathcal{O}$ 内 宅 容 に は 等 お 入所者 を 11 記 7 日常 録  $\mathcal{O}$ L 心 な 生 活 身 け . を 営  $\mathcal{O}$ れ 状 ば 況、 なら む ことが 病 な 状、 11 できる そ  $\mathcal{O}$ 置 カュ カュ どう れ て カュ 11 に る環境等 0 11 て 定 に 期 照ら 的 に 検
- 5 支援 前 項 専  $\mathcal{O}$ 検 員 討 等 に 当た  $\mathcal{O}$ 従業 0 者 て は  $\mathcal{O}$ 間 で 医 協 師 議 薬剤 な け 師 れ ば 看 護 な 師 6 な 又 は 准 看 護 師 介 護 職 員 介
- 6 支 指 行 医 そ 者 ととも 院 他 に 保 対 は 健 す 医 る 入 所 療 サ 報 居 者 宅  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 提 ナ 退 ビ 所 ス 又 に ビ は 努 ス 際 福  $\emptyset$ 計 7 る 祉 画 ほ は サ  $\mathcal{O}$ 作 カン 入所者 成 ピ 等 退 ス 所  $\mathcal{O}$ を 提 後 援 又 助 は 供  $\mathcal{O}$ す 主 に そ 資 る 治  $\mathcal{O}$ 家 者  $\mathcal{O}$ す 医 る 族  $\mathcal{O}$ 師 た に 対 に  $\Diamond$ 接 対 な す 連 宅 適 切 護 な

努

 $\Diamond$ 

な

け

ば

な

5

な

11

(サービスの提供の記録)

兀 7  $\mathcal{O}$ 百 11 保 る 介 +険 者 保 証 険 に  $\mathcal{O}$ 十三 記 施 設 載 L  $\mathcal{O}$ 種 な 類 け 護 れ 及 医 ば び 院 な 名 5 称 は な を 入 い 退 所 所 に に 際 て L 7 は は 入 退 所 所  $\mathcal{O}$ 年  $\mathcal{O}$ 年 月 月 日 日 並 び を に 入 入 所 所 者

ピ ス  $\mathcal{O}$ 護 内 医 容 等を 院 は 記 録 介 護 L な 医療 け 院 n サ ば な 5 ピ ス な を い 提 供 た 際 12 は 提 供 た 具 体 的 な

(利用料等の受領)

第

兀 と  $\mathcal{O}$ カコ る 者 支 払 百三十 項及 用 基 護 な F. 医  $\mathcal{O}$ 6 11 規定に 当 準 代 う 医 る ス  $\mathcal{O}$ 院 を 療 費用 該 び 額 を わ に 受け 院 提 介 第 を ょ サ り 以 八 当該 ょ 護 兀 超 り サ に 条 下 供 百三十 えると るも 算 係 F. ح  $\mathcal{O}$ した 1) 医 施設 十四四 療 定 ビ る ス 介  $\mathcal{O}$ 際に 院 ス 対 を 護 項  $\mathcal{O}$ L に 価 医 及 لح に 八 き た V 介 支払 する 費用 は、 療院 条 は、当 つい う。 護 を  $\mathcal{U}$ 介 第  $\mathcal{O}$ V サ 護 わ 兀 う。 入所 兀  $\mathcal{O}$ て 以 に 医 ⊺該現に 支 下 十 額 法 百 ピ 療 れ 六に 三十 以 払 る施 第 者 ス 院 (そ 匹 下 か  $\mathcal{O}$ わ 費 は 介護医 設 お  $\mathcal{O}$ +  $\sum_{}$ 6 章 れ 八 同 介 1 額 八  $\mathcal{O}$ 利 に る 条 法 護 て 条 章 用 お 場 条 定 が  $\mathcal{O}$ 療院 **第二項** 現に当 12 合 代 サ 料 兀 第 「施設 11 お + ] て  $\mathcal{O}$ 理 \_ サー 施設 当 同 六 受 ビ 11 項 サ ľ て 第 該 に 該 ス 領 ピ 施 費 規定する 同 サ 介 規 介護医療院 <del>---</del> ス ピ Ü  $\mathcal{O}$ 設 項 定 護 に ス サ に 介護 額 に す ピ 要 費用基準  $\overline{\phantom{a}}$ を控除 該 お る ス 当 サ 厚  $\mathcal{O}$ ピ 11 施 法 た 生 す 設 サ \_ ス て 費 準 労働 部 費 る ピ 同 第 介 用 額 て得ら ピ لح  $\mathcal{O}$ 介 U 護 兀 ス  $\mathcal{O}$ 支給 費に ス 大臣 護医 サ L 額とす と に て 八 V 要 療 係 が ピ 条  $\mathcal{O}$ が 定 院 た L 対 入 ス 第 た 8 所

- た 介護 不 際 合 に 医 理 入 な 所 院 差 者 は 額 カュ が 5 法 生 支 定 払 代 U を受 理受 な 1 ょ け 領 う る サ に 利 用 ピ な 料 ス け に  $\mathcal{O}$ 額 該 れ ٤ ば 当 な L 5 施 な な 設 11 サ 介 い 護 ピ 医 ス 療 費 院 用 サ 基 潍 ピ 額 ス を  $\mathcal{O}$ 間
- 3 受け るこ 護 医 と 療 が 院 で は きる 前二 項  $\mathcal{O}$ 支 払 を 受 け る 額  $\mathcal{O}$ ほ カン 次 に 掲 げ る 費 用  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 支 払 を
- 所者  $\mathcal{O}$ 食 費 に 基 事 サ 準 代  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 提 わ 負 ピ 担 用 ス 供 り 当 限 額 費 に 該 要す 度 が 介 同 入 額 条第四 所 護 る 医療院 費 者 を 限 に 用 度 項 支 給 に  $\mathcal{O}$ 法 す 支 規 さ 第 払 定 れ る 五. わ に た +ょ 場 n  $\longrightarrow$ 合 た 条 ŋ 場合 当  $\mathcal{O}$ は 三 該 第 特 は 同 定 条 \_\_ 項 入 第 司 所 条  $\mathcal{O}$ 第二 者介 項 規 第 定 項 護 12 \_ 第 サ 号 ょ 12 り F, 規 特 号 定 定 ス 費 す 入 規 る 定 が 所 す 者 入 食
- に 住 わ ス 1) 当 要 額 が 該 す 同 所 る 介 費 護 者 条 用 医 第 に 療 兀 支 (法 給 院 項 第 に  $\mathcal{O}$ さ 支 規 れ 五. 払 定 た 十 に 場 わ  $\longrightarrow$ ょ 合 条 れ  $\mathcal{O}$ た は り  $\equiv$ 場 当 合 該 第 同 特 条 は \_ 定 第 項 入  $\mathcal{O}$ 同 所 項 規 条 第二 者 第 定 に 介 項 号 護 ょ 第二 サ に ŋ 規 特 号に 定 定 F. す ス 入 規定 費 る 所 が 居 者 す 住 介 入 所 費 居 者  $\mathcal{O}$

住費の負担限度額)を限度とする。)

- 三 知 伴 事 V 必 定 要とな 8 る 基 る 潍 費用 · に 基 づ き 入 所 者 が 選定 す る 特 別 な 療 養 室  $\mathcal{O}$ 提 供 を 行 0 た
- 兀 伴 知 事 11 必 が 要と 定め な る 基 る 潍 費 用 に 基 づ き 入 所 者 が 選 定 す る 特 別 な 食 事  $\mathcal{O}$ 提 供 を 行 0
- 五 理美容代
- 六 者に う 5 前 負 担 号に 日 さ 常 せる 生 掲 活 げ  $\overset{\sim}{\smile}$ に る と お t が V  $\mathcal{O}$ 適 て  $\mathcal{O}$ 当 t ほ لح 通 カュ 認 常 め 必 介 要と ら 護 れ 医 る な 療 院 Ł る ŧ サ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に ピ 係 ス る に 費用 お 11 で 7 あ 提 供 0 て、 さ れ そ る  $\mathcal{O}$ 便 入 宜 所  $\mathcal{O}$
- 4 に よるも 前 項 第  $\mathcal{O}$ \_ とする 号 カュ 6 第 兀 号 ま で に 掲 げ る費 用 に 0 11 て は 知 事 が 别 12 定  $\otimes$ る لح ころ
- 5 لح は、 同 項第一 た文 する 介 護 あ 書 5 医 号 を 療 カコ 交 院 ľ か め、 は、 5 付 第四号ま L て説 入 所 第三 項 各 明 者 を 又は で に 行 号 掲 そ 1 に ` Ō 掲 げ 家族 る 入所 げ 費用 る 者 に 費 に 対 用  $\mathcal{O}$ 係 同  $\mathcal{O}$ 意 る 額 当 同 を に 得 意に 該 係 サ な る + 0 け れ ピ 11 7 ば ス ピ な は  $\mathcal{O}$ ス 5 内  $\mathcal{O}$ 文書に な 容 提 及 供 い U た 費 当 ょ る だ 用 た ŧ を 0 記  $\mathcal{O}$ て

(保険給付の請求のための証明書の交付

第 所 四百三十 療 者に 容 サ 対 用 八 ピ 条 7  $\mathcal{O}$ ス 交付 に係 額  $\mathcal{O}$ そ + 五  $\mathcal{O}$ る な 他 費 け 必 用 介 要と認 れ 護  $\mathcal{O}$ ば 支 医 払 な を受 院 5 8 な 5 は れ け い た場合は る 法 事 定 代 項 理受領 を 記 提供 載 サ た L サ た ピ 介 ス 護 ビ に 医 ス 該 提 療 当 供 院 証 サ な 明 11 ビ 介 を ス 護  $\mathcal{O}$ 医

(介護医療院サービスの取扱方針)

第 兀 百三十 条 0 十六 護 医 療 院 サ ピ ス  $\mathcal{O}$ 取 扱 方 針 に 係 る 基 準 は 省 令 六

条に規定する基準の例によることとする。

(施設サービス計画の作成)

- 第 兀 画  $\mathcal{O}$ 百三 作 + 成 関 条 す  $\mathcal{O}$ Ś +業 七 務 を担当さ 介 護医 療 せ 院 る  $\mathcal{O}$ £ 管  $\mathcal{O}$ 理 لح 者 す は、 介 護 支 援 専 門 員 に 施 設 + ピ ス
- サ 兀 画 百三 に ピ サ ス 置 画 付 ピ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ス ょ け 計 作 る る + 自 成 画 ょ に う 発 に 八 当た 努 的 に 関 する  $\otimes$ な お な 活 0 V 業務 け 動 て 7 れ に は ば ょ を 担当 な る 入所 画担 サ 5 す な 者 当 介 ビ  $\mathcal{O}$ る介護支援 11 ス 護支援専 日 常生活 等  $\mathcal{O}$ 利 門 専 用 全 員 般 門 ŧ 含め を支援 員 と 以 T 11 なする観 う。 施 下 設 サ  $\mathcal{O}$ 点 は か 及 ピ 施 ス び 設
- 3 ょ 担 り 当 介 入 所 護 者 支 援 に 専 0 門員 11 T は そ 施  $\mathcal{O}$ 設 有 す サ る 能 ピ 九、 ス 計 そ 画  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 置 作 カコ 成 れ に 当 て 11 た る 0 環 7 境 は 等 適  $\mathcal{O}$ 切 価 な 方

U 画 7 担 当 で 所 介護 きる が 支援 ょ 現 う 12 専 E 門員 支援 え る は す 問 る 点 前 上 項 で を  $\mathcal{O}$ 解 規 決 6 定 す カコ に ベ き ょ る 課 解 題 決 を 所 把 す 握 ベ が き課 自 な 立 題 け  $\mathcal{O}$ れ 把 ば 日 握 な 生 5 次 な 項 11 及

- ば 員 び な は に 九 5 面 項 な 面 接 接 に  $\mathcal{O}$ 7 お 趣 行 11 旨 わ 7 を な \_ ア 入 け セ 所 れ 者 ば ス 及 な メ 5 び ン そ な 1  $\mathcal{O}$  $\sqsubseteq$ 11 0 家 لح 族 11 う に  $\mathcal{O}$ 場合 対 L に て に 当た +お 分 11 T 2 に て 説 明 計 は 画 担 入 当 所 理 解 介 者 護 及 を 得 支 び 援 そ な 専  $\mathcal{O}$ け 家 門 れ
- 5 題 び 原 案を作 果 そ 計 及 医  $\mathcal{O}$ 画 療 護 家族 び 担 成 院 医 医 介 療 師 L サ  $\mathcal{O}$ な 生 護  $\mathcal{O}$ 活 け ピ サ 治 支 援 ス 療 れ に ば 対 を ピ 専  $\mathcal{O}$ 方針 な 提 ス す 門 供 6  $\mathcal{O}$ る 員 な す 意 に 目 は る上 基 向 11 づ 及 入 き、 で び 総 所  $\mathcal{O}$ そ 合 者 留  $\mathcal{O}$ 的 入  $\mathcal{O}$ 意事 達 所 な 希 成 援 者 望 項 時 助  $\mathcal{O}$ 等 家 期 入  $\mathcal{O}$ 方 族 を 所 記 針  $\mathcal{O}$ 者 介 載 護 希 に 医 生 望 0 た施 活 療 を 11 院 全 勘 7 案 設 サ 般  $\mathcal{O}$ サ ア  $\mathcal{O}$ F. 解 7 セ ス 決 ピ ス す 入 ス  $\mathcal{O}$ メ 所 内 ベ ン 容 き 者 画 及
- を な 会等 招 計 見 画 ビ 地 担 に L ス 当 0) カコ ょ T り、 提 介 行 5 護支援  $\mathcal{O}$ う 供 会議 意見 当該 12 . 当 施 た 専 を を 求 設 る 門 いう。 員  $\otimes$ サ 他 は る 0) 第十 もの ビ 担 ス 当 サ 計 <u>.</u> と 者 する 項 画 ピ 以 に ス  $\mathcal{O}$ 原 下 担 お 当者 案  $\sum_{}$ 11  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 7 条に 会議 内容 同 じ に お 入  $\overline{\phantom{a}}$ 11 0  $\mathcal{O}$ て 所 11 て、 者 開 担担 催 に 当 担 対 .当者 担 者 す 当 る カュ 者 と 介 11 5 護 う。 対 医 す 専 門 る
- 7 そ  $\mathcal{O}$ 画 家 担 族 · 当介 に 護支援 対 して 説 専 門員 明 は 文 書 施 に 設 ょ サ り 入 ビ 所 ス 計 者  $\mathcal{O}$ 画 同  $\mathcal{O}$ 意 原 を 案 得  $\mathcal{O}$ な 内 け 容 れ 12 ば 0 な い 6 7 な 入 所 者 又
- 8 ピ ス 画 計 担 当 画 介 を 入 護 支援 所 者 12 専 交付 門員 L は な け 施 設 れ ば サ な 5 ビ な ス 計 VI 画 を 作 成 L た 際 に は 当 該 施 設 サ
- 9 実施 12 応じ 状 画 況 担 当 7  $\mathcal{O}$ 施 把握 護支援 設 サ (入 所 専 ピ 門員 者に ス 計 画 9 は  $\mathcal{O}$ V 変更を行う 7 施 設  $\mathcal{O}$ 継 サ 続 的 F. な ŧ ス ア 計  $\mathcal{O}$ とす セ 画 ス  $\mathcal{O}$ Ź メ 作 ン 成 1 後、 を 含 施 む 設 サ  $\overline{\phantom{a}}$ を ピ 行 ス 計 11 画  $\mathcal{O}$
- 10 り  $\mathcal{O}$ 行 計 わ = 画 を継 な タ 担 IJ け 当 介護 れ ン グ」と ば 的 支援 な 行 6 う な 11 車 門員 い は、 に 前 た 特 項 段 2 E て 規  $\mathcal{O}$ 事 は 定 情 する 入  $\mathcal{O}$ 所者 実施 な V 限 及 状 び ŋ 況 そ  $\mathcal{O}$ 次  $\mathcal{O}$ 把 家 に 握 定 族  $\Diamond$ 並 第 る び に 号 こころ 担 に 当 お しい  $\mathcal{T}$
- 一定期的に入所者に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- て 担 画 当 者 担 当 当 カュ 介 者 5 護 支 援専 専 対 菛 す る 的 菛 照 な 員 会等 見 は、 地 に 次 カュ ょ 12 ら 掲  $\mathcal{O}$ り 意見 げ 施 る 設 を 場合 求 サ  $\Diamond$ 12 る ピ お ŧ ス 1 計  $\mathcal{O}$ 7 とす 画 は  $\mathcal{O}$ る 変 サ 更  $\mathcal{O}$ F. 必 ス 性 当 0

- 所 者 が 法第二十 八 条第二 項に 規定す る 要介 護 更新 認定を受け た
- た場合 入所 者 が 法 公第二十 九 条第 項 に 規定 す る 要介 護 状 態 区 分  $\mathcal{O}$ 変 更  $\mathcal{O}$ 認定 を受け

12 0 1 第二項 て準 用 カュ する。 5 八 項 ま で  $\mathcal{O}$ 規 定 は 第 九 項 に 規 定す る 施 設 サ ピ ス 計 画  $\mathcal{O}$ 変更に

(診療の 方 針

第 四百三十八 例 によることとする 条の +八 診 療  $\mathcal{O}$ 方 針 に 係 る 基 準 は 省令 第 八 条 に 規定す Ź 準  $\mathcal{O}$ 

(必要な 医 療  $\mathcal{O}$ 提供 が 困難な 場 合 等  $\mathcal{O}$ 措 置

- 第 院 兀  $\mathcal{O}$ 百三十 その 対診 に お を求 11 適 八 T 自ら 当な病院 条 める等診療  $\mathcal{O}$ 十九 必要 若 な 医 介護 に 原を提 < 0 V は 医 て適 診 療 療所 供 院 切 す  $\mathcal{O}$ な措 医 る  $\mathcal{O}$ 師 置 入 と は を講 院 が 入所者  $\mathcal{O}$ 困 ため 難 U な で け  $\mathcal{O}$ あ  $\mathcal{O}$ 措 病 れ る ば 置 と 状 なら を講 認 カコ  $\emptyset$ 5 な じ、 たと 4 V て 又 き 当 は は 該 他 介 協 護  $\mathcal{O}$ 医 医 力
- 2 若 しく 介護 医 は 診 療 院 療 所  $\mathcal{O}$ 医師 に通院 は さ せて 不必 要に はな らな 入所者の 11 ため に 往 診 を 求  $\otimes$ 又は 入所者 を 病 院
- 3 該 入 護 所 医 者 通 院 院  $\mathcal{O}$ 診療状 させる  $\mathcal{O}$ 医 師 場合 況 は に関する 入所 に は 者 情 当  $\mathcal{O}$ 該 た 報 病院又 めに  $\mathcal{O}$ 提供 往 なは診 を行 . |診を 療 求 わ な 所  $\otimes$ け  $\mathcal{O}$ 医 n 又 ば 師 は なら 又 入 は 所 な 歯 者 VI を 医 病 師 院 に 若 対 し は
- 4 な が 必 5 要な 通 介護 な 情 L 医 報 た 療 病 院  $\mathcal{O}$ 院  $\mathcal{O}$ 提 若 医師 供 を受け L は < は 入所者 る 診 療所 ŧ  $\mathcal{O}$ لح  $\mathcal{O}$ が 医師若 往 に診を受 そ  $\mathcal{O}$ L け 情 < た は 報 医師若 歯科医 に ょ ŋ 師 L 適 切 か < な 6 は 診 当 歯 該 科 療 入所 を 医 行 師 わ 者 又  $\mathcal{O}$ は な 療 け 入 養 所 れ ば 上.

(機能 訓 練

第 兀 日 1常生活 百三十 画 八条の二十  $\mathcal{O}$ 的に 自立を助 行わ け るため 介護 れ 医 療院 な 理学療法、 な は V 入所 作業 者  $\mathcal{O}$ 療法そ 心 身  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 諸 他 機 適 能 切  $\mathcal{O}$ な 維 IJ 持 口 ハ 復 ビ IJ を テ 义 り シ

(看護及 び 医学的 管 理  $\mathcal{O}$ 下 に お け る 介護

彐

ン

を計

な

け

ば

6

四百三十八 令第二十 \_\_ 条に 条の二十 規定す \_\_ る基 看護 準 及  $\mathcal{O}$ 例 び に 医学的管 よることとする 理  $\mathcal{O}$ 下 に お け る介 護 に 係 る 準 は 省

(食事  $\mathcal{O}$ 提

2 第 兀 百三十 び 所 嗜 者 好 を  $\mathcal{O}$ 八 考慮 食事 条の二十二 は した そ ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ とす 者 入所  $\mathcal{O}$ 自立 るとともに、適切な時 者  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 食 支援に 事 は、 ・配慮し、 栄養並 び 間に行われなけれ で に きるだけ離床し 入 所 者  $\mathcal{O}$ 身 体  $\mathcal{O}$ ばならない て食堂で行

わ

n

る

ょ

j

努め

な

け

れ

ば

な

6

な

い

# (相談及び援助)

第 適 兀 切 れ 百三 1Z て 応じ 環境等 条 るとともに の二十三  $\mathcal{O}$ 的 確 必要な な把 介護 握 医 療 助 に 言そ 努 院 め、 は、  $\mathcal{O}$ 常 他 入 所 に  $\mathcal{O}$ 援 者 入 所 又は 助 者 を そ 行  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ わ 心 家族 な 身 け  $\mathcal{O}$ に れ 状 対 ば 況、 な 5 病 な そ  $\mathcal{O}$ VI 相 そ 談  $\mathcal{O}$ 置 に

(その他のサービスの提供)

事を行 兀 百三 うよ 十八 いう努め 条の二十 る ŧ 匹  $\mathcal{O}$ とす 介護医療 院 は、 適 宜 入 所 者  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ V ク IJ 工 シ 彐 ン 行

2 と 介護医 の交流等  $\mathcal{O}$ 院 は、 機会を確保するよう努め 常に 入所者  $\mathcal{O}$ 家族 کے な  $\mathcal{O}$ 連 け 携 れ を ば なら 义 るととも な に、 入 所 者とそ  $\mathcal{O}$ 家

(入所者に関する市町村への通知)

が 兀 知 百三十 しなけ 次  $\mathcal{O}$ い ずれ 八 ば 条 ならな かに の二十 該当す V 五 る場合 介 護 医 は 療 院 遅滞 は、 な 介 護 医 意見を 療 院 サ 付 ピ てその ス を受け 旨 を市 て 11 町 る 入 村 所 诵 者

- ょ り、 正当 要介 な 理 護状 由 な 態 しに 0 介護医 程度を増進させ 療院 サ た ピ لح ス 認  $\mathcal{O}$ めら 利 用 れ に るとき。 関 する指示 に 従 わ な 11 こと
- (管理者に 偽り ょ 0) 他不正 る管理) 0) 行為に ょ 0 て 保険 給付を受け 又は受け ようと L た と

第 四百三十 する基準 八  $\mathcal{O}$ 条 例によることとす の二十六 管理者に ょ る管理に係 る基準 は 省令第二十六条に 規 定

(管理者の責務)

第 業務 兀 百三十  $\mathcal{O}$ 実施 状況 条 の 二 十  $\mathcal{O}$ 把 握 七 そ  $\mathcal{O}$ 介 護医 他  $\mathcal{O}$ 管 療 理 院 を  $\mathcal{O}$ 管 \_\_ 元 理 的 者 は、 に 行 、当該 わ な 介護医療院 け れば なら  $\mathcal{O}$ な 従業者 い  $\mathcal{O}$ 

2 命 令を行 護 医 うも 療 院 のとする の管理者 は、 従業者 に  $\mathcal{O}$ 節  $\mathcal{O}$ 規 定を 遵守 させ こるため に 必 要 な 指 揮

3 は、 介護医 当該  $\mathcal{O}$ 限 介 療院 ŋ 護医療院の で の管理者は、 な 11 入所 者に 介 護 対 医 療 す るサ 院 12 医 師 ビ ス を 宿直  $\mathcal{O}$ 提 さ 供 せ に 支障 な け が れ な ば な 11 場 5 合 な 11 あ た 0 だ 7

(計画担当介護支援専門員の責務

第 定する業務 四百三 八  $\mathcal{O}$ 条 の 二 十 ほ カン 次 八 に掲げ 計画 る業務 担当介護支援 を行 う 専 ŧ 門員  $\mathcal{O}$ とする は 第 兀 百三十 八 条  $\mathcal{O}$ +七 に 規

入所 を り、 申 込者 す  $\mathcal{O}$ 者  $\mathcal{O}$ 入  $\mathcal{O}$ 所 心 12 身  $\mathcal{O}$ 際 状 況 そ  $\mathcal{O}$ 生 者に係 活 歴、 る居宅 病 歴 指定居· 介護支援事業者 宅 サ Ľ ス に 等 対 す  $\mathcal{O}$ 利 る 用 照 状 築 況

入 所 者  $\mathcal{O}$ 心 身  $\mathcal{O}$ 状 況、 病 状、 そ  $\mathcal{O}$ 置 か れ T V る環 境等 に 照 5 Ļ そ  $\mathcal{O}$ 者 が 居

宅 に お 11 て 日常生活を営むことが できる か どう カュ に 0 11 て定 期 的 検討 そ

 $\mathcal{O}$ 容 等 を 記 録すること。

三 ピ 介護支援事業者に スを提供 入所 者 の退所に する者と密接に 対 際 して情報を提供 居宅 連携すること サ ピ す ス る 計 ほ 画 カュ  $\mathcal{O}$ 作 保 成 健 等 医  $\mathcal{O}$ 療 援 助 サ に 資 ピ ス す 又 る は た 福  $\Diamond$ 祉 サ 居 宅

兀 省令第三十八条第二項の 規 定による苦情  $\mathcal{O}$ 内 容 等  $\mathcal{O}$ 記 録 を行 う

五. 省令第四 十条第三項の 規定による事故  $\mathcal{O}$ 状 況 及 び 事 故 に 際 て採 0 た 処 置 に

0 1 て 0 記 録を行うこと。

(運営規程

第 項 四百三十八条 に関す える規 の二十 程 (第 兀 九 百三十二 介護医療 八 条の三十 院 は、 五. 次 に に 掲 お げ 1 る施 て 運 設 営  $\mathcal{O}$ 規程」 運 営に と 0 11 V Ď て  $\mathcal{O}$ 重 を定 要

施設  $\mathcal{O}$ 目的及び 運営 の方 針 8

てお

か

なけ

ればなら

な

従業者 の職種、 員数及び 職 務  $\mathcal{O}$ 内 容

三 入所定 員  $\widehat{\mathbf{I}}$ 型療養床に係 る 入所 定 員  $\mathcal{O}$ 数  ${\rm I\hspace{-.1em}I}$ 型療養床に係 る入所定 員 0

及 びその 合計数を いう。

兀 入所 者 対する介 護医療院 サ ピ ス  $\mathcal{O}$ 内 容 及 び 利 用 料 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 費 用  $\mathcal{O}$ 額

五. 施設  $\mathcal{O}$ 利 用に当 た って  $\mathcal{O}$ 留意事 項

六 非 常 災 害 対策

七 その 他 施 設  $\mathcal{O}$ 運営 に 関 す る 重 要事 項

(勤務体 制  $\mathcal{O}$ 確 保等

を提供 兀 百三十 で きるよう、 条 の三十 従業者 介護  $\mathcal{O}$ 医 療院 勤 務  $\mathcal{O}$ は 体 制 入 所 を 定め 者 に て 対 お か な 適 け 切 れ な ば 介 なら 護 医 な 療 *١* ٥ 院 サ ピ ス

2 は、 なけ 介護医 れ ば  $\mathcal{O}$ 限 な 療院 りでない らな は、 当該介護医 ただし 療院 入 所 者  $\mathcal{O}$ 従業者  $\mathcal{O}$ 処 遇 に に 直 ょ 接影 0 て介 響 を 護 及ぼ 医療院 さ な サ 11 業務 ピ スを に 提 0 供 11 7

3 介護医 療院 は、 従業者 12 対 L そ  $\mathcal{O}$ 資 質  $\mathcal{O}$ 向 上  $\mathcal{O}$ た  $\otimes$ に、 そ  $\mathcal{O}$ 研 修  $\mathcal{O}$ 機 会を 確

L な け ればならない

(定員 0 遵守)

第 させて 四百三十  $\mathcal{O}$ は り な で 八条の三十一 らな な 1 ただ 介護医療院は、 災害、 虐待その 入所定員及び 他  $\mathcal{O}$ やむを得ない 療養室の定員を超えて入所 事情がある場合は

対

第 兀 百三十 八 条の三十二 介護医療院 は、 非常災害に関する具体的計画を立て、 非

周 常 い 知 災 害 す る 時 と  $\mathcal{O}$ لح 関 ŧ 係 機 に 関 定  $\sim$ 期  $\mathcal{O}$ 的 通 に 報 避 及 び 難 連 携 救 体 出 制 そ を  $\mathcal{O}$ 整備 他 必 要 な 訓 そ 練 れ を 5 を 行 定 わ な 期 け 的 に れ ば 従 業者 な 6 な

な る 介 護 資 医  $\mathcal{O}$ 院 備 蓄 は 努 入 80 所 な 者 け  $\mathcal{O}$ れ 特 ば 性 な に 6 応 な U い 食 糧 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 非 常 災 害 時 に お 11 7 必 要

(衛生管理等)

第 兀 ずる 又は 百三 飲 十 ととも 用 八 に供 条の三十 す 医薬 る  $\equiv$ 水 品 に 及 介 0 び 護 11 医 医 て 療 療 機 衛 院 器 生的 は  $\mathcal{O}$ 管 な 入 理 管 所 を適 理 者 に  $\mathcal{O}$ 正に 努め 使 用 行 す わ 又 る 施 な は 衛 け 設 れ 生 食器 ば 上 な 必 6 要 な な  $\mathcal{O}$ 措 他 置  $\mathcal{O}$ 設

- 延 護 な 医 11 療 うに、 院 は、 当該 次 1Z 介護 げ 医 る 措 療 置 院 を に 講 お ľ V な て 感染症 け れ ば 又は な 6 な 食 中 11 毒 が 発 生 L 又 は ま ん
- に 対 策を 当該 0 11 検討 て 介 護 医 介護職員 する委員 院 12 会を そ お け  $\mathcal{O}$ 他 お る 感染症  $\mathcal{O}$ お 従 む に業者に ね三月 又は 12 食 周 \_ 知 中 毒 徹 口 以 底  $\mathcal{O}$ 予防 上 を 义 開 るこ 催す 及 び کی るとと ま W 延 ŧ  $\mathcal{O}$ に 防 止 そ  $\mathcal{O}$ た  $\mathcal{O}$ 結 8 果  $\mathcal{O}$
- 当該 を 整 介 備 護 医療院 すること に お け る 感 染 症 又 は 食 中 毒 0) 予 防 及 びまん 延  $\mathcal{O}$ 防 止  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$
- 三 当  $\mathcal{O}$ 該 予 防 介 及 護 び 医 まん 療 院 に 延 お  $\mathcal{O}$ 防 1 止 7 0 た 介 8 護  $\mathcal{O}$ 職 研 員 修 そ を定期的  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 従 業者 に 実施 12 する 対 感染 症 及 び 食 中
- 兀 前三  $\mathcal{O}$ 対 処等 に 掲 に げ 関 る す ŧ る手  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 順 ほ に 沿 0 知 た対 事 が 応 定 を  $\Diamond$ 行 る 感染症 うこと 又 は 食 中 毒  $\mathcal{O}$ 発 生 が 疑 わ n

3

- 療機器 若 ٤, 九 同 五. る 条第二 法第十 の 三 条 介護 . 一 の 五.  $\mathcal{O}$ 九 等 は  $\mathcal{O}$ 医 五. 法 項 規  $\mathcal{O}$ 手 定を準 第二 条  $\mathcal{O}$ 中 規 院 第 定に  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ \_ 九 九  $\mathcal{O}$ 一条第 とあ 法第十 条 規 第 管 定 用 理  $\mathcal{O}$ \_ ょ  $\mathcal{O}$ 項 規 八 に す 九 者 る る 項に 五条 中 る。 定 ょ  $\mathcal{O}$ 人 は 体 12 第 る は  $\neg$ 規定 の 二 法 九 ょ 第 カュ  $\sum_{}$ 次 第 条 る 九 医 5  $\mathcal{O}$ に でする特 場合  $\mathcal{O}$ 医 条 療 +排  $\mathcal{O}$ 掲 機器 + = ; 療\_ 規  $\mathcal{O}$ 五. 出 げ 定によ る業務 され 七 条 に 定 لح に 又 *の* 二 お あ 保 定 は 第 1 守 医学 0) て、 を委託  $\emptyset$ とあ 九 る る検体検査」 規 条 管 る  $\mathcal{O}$ 的 定に 理 は 医療機器 る 同  $\mathcal{O}$ 令第 十三、 処  $\mathcal{O}$ 医療機器」 す 置」 医 ょ は る 療」 九条 る 「人体 場 ٢, 医療 とあ 別 合 لح لح  $\mathcal{O}$ 表 は と、 読 機 る あ 第 第 カュ 器 第 4 る 九  $\mathcal{O}$ 6 医 替 第  $\mathcal{O}$ 条 又 は 排  $\mathcal{O}$ 療 \_ え 九 は  $\mathcal{O}$ は 出 項 法 十二中 医学的 検体 る され 中 及 医  $\mathcal{O}$ び ŧ 行 十三 薬 法 検 别 規  $\mathcal{O}$ 処置 と、 査 第 表 則  $\neg$ 法 中
- 省 査 令 業 五. 条 項 第二号 口 及 び 省 令 第 兀 +五. 条第二 項 第二 号 口 規 定 す
- 医 療 器 又 は 医 学 的 処 置  $\mathcal{O}$ 用 に 供 す る 衣 類そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 繊 維 製 品  $\mathcal{O}$ 滅 菌 又 は 消

#### の業務

- 三 三 十 五 保守点 医 薬 検 年 品  $\mathcal{O}$ 法 業務 律第 医 療機 百 兀 器 +等 五  $\mathcal{O}$ 号) 品 質、 第二条第 有 効 性 及 八 項 び に規定 安全 性 す  $\mathcal{O}$ る 確 特 保 等 定 保 に 守 関 管 す 理 る 医 法 療 律 機 昭 器  $\mathcal{O}$ 和
- 兀  $\frac{-}{+}$ わ 医 なけ 六 療 年  $\mathcal{O}$ 法 用 れ 律第二 に供 ば なら す 百 な る 兀 ガ 11 号 ŧ ス  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ を  $\mathcal{O}$ 供 規 除 定に 設 備  $\mathcal{O}$ 保 ŋ 高 守 点 圧 ガ 検 ス  $\mathcal{O}$ を 業 製 務 造 (高 又 は 圧 消 ガ 費 ス す 保 る 安法 者 が 自 昭 和

## (協力病院)

- 第 兀 6 百三十 かじ め、 八条 協 力病  $\mathcal{O}$ 三十 院 を 兀 定  $\otimes$ 介 護 て お 医 カゝ 療 な 院 け は れ ば 入 所 な 者 5 な  $\mathcal{O}$ 病 状  $\mathcal{O}$ 急変等 に 備 えるた  $\Diamond$ あ
- 2 介護 医 療 院 は あ 5 カュ U  $\otimes$ 協 力 歯 科 医 療機 関 を 定  $\emptyset$ て お < ょ う 努  $\emptyset$ な け れ ば

#### (掲示)

な

らな

第 資 規程 四百三十八条の三十 くすると  $\mathcal{O}$ 概 要、 認めら 従業者 れる重  $\mathcal{O}$ 五 要事 勤 介護 務 項を  $\mathcal{O}$ 体 医 掲示 制、 療 院 しな 協 は、 力 病 け 当 院、 れ 該 介 ば なら 利 護 医 用 料 療 な そ 院 い  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 見  $\mathcal{O}$ P サ す VI 場 ピ 所 ス  $\mathcal{O}$ に 選 択 運 営

# (秘密保持等)

第 準 兀 百三十  $\mathcal{O}$ 例 に 八 ょ ることとす 条の三十 六 秘 密 保 持 等 に 係 る 基 準 は、 省 令第三十六条に規定す る

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止

- 第 兀  $\mathcal{O}$ 百三十 産 要 上 護 八  $\mathcal{O}$ 被 条 利 益を供 保 0 三十 険者 与 t 当該 介護 7 は 介 な 護 医 5 医 療 な 療 院 院 は 11 を 紹 居 介 宅 す 介 護支援 ること 事業者又  $\mathcal{O}$ 対 償 کے は L T そ  $\mathcal{O}$ 金 品 従業者 そ に  $\mathcal{O}$ 対 他
- なら  $\mathcal{O}$ 退所者を紹 介護 な 医 い 療 院 介 は、 す 居 ること 宅 介護支援事業者又  $\mathcal{O}$ 対 償 لح て、 は 金 品 そ そ  $\mathcal{O}$ 従  $\mathcal{O}$ 業者 他  $\mathcal{O}$ 財 カゝ 5 産 上  $\mathcal{O}$ 当 利 該 益 介 を 護 収 医 受 療 て カン 6 は

### (苦情処理)

- 所者及 百三 ため  $\overline{+}$ び  $\mathcal{O}$ 八条 そ 窓  $\Box$  $\mathcal{O}$ 家 0 を設置す 三十 族 か 八 6 る等  $\mathcal{O}$ 苦情 介 護  $\mathcal{O}$ 必 医 要な措置 迅 療 速 院 カュ は 0 を 適 提 講 切 供 (Z じ な 対 た 応 け 介 護 れ す ば る 医 な た 療  $\Diamond$ 院 5 に、 な サ い 苦 ピ 情 ス を受け 関 す 付 る 入 け
- 2 な ば 医 な 院 5 な は い 前 項  $\mathcal{O}$ 苦情を受け 付 け た 場合 に は 当 該 苦 情  $\mathcal{O}$ 内 容 等 を 記 録
- 3 る 市 村 医 が 行 う は 文 書そ 提 供  $\mathcal{O}$ 他 た 介  $\mathcal{O}$ 物 護 件 医 療  $\mathcal{O}$ 提 院 出 サ 若 ピ < ス に は 提示 L  $\mathcal{O}$ 求 法 第二十  $\emptyset$ 又 は 当  $\equiv$ 該 条 市  $\mathcal{O}$ 町 定  $\mathcal{O}$

言 員 に に 協 カュ 従 力 6 す 0  $\mathcal{O}$ る て 質 問 必 ととも 要な改 若 < 善 は を行 市 照会 町 12 わ 村 な カュ け 5 指 れ ば 導 入 な 所 又 は 6 者 な 助 カュ 言を受け 6 11  $\mathcal{O}$ 苦情 た 場 関 合 は 7 市 町 該 村 指 が 行 導 又 う 調 は 助 査

- 4 村 報 護 告 医 療 な 院 は、 け れ ば 市 な 町 村 5 な カコ い 5  $\mathcal{O}$ 求 8 が あ 0 た場合 に は 前 項  $\mathcal{O}$ 改 善  $\mathcal{O}$ 内 容 を 市 町
- 5 言 に協力 い 7 を受け 玉 民 護 す 健 医 康 療 る た 場合 とと 保 院 は、 険 は ŧ 寸 提供 に、 体 連合 当 該指 国民 L 会が た 健 導 介 康 護 行 又 保 は う 医 助言 法 険 療 団体 第百 院 に サ 従 連 七 合会 +Ľ 0 六 て ス 条第 必 カュ に 要な 関 5 同 す  $\overline{\phantom{a}}$ 項 号 改 る 第三号 善  $\mathcal{O}$ 入 規定 を行 所 者 わ 12  $\mathcal{O}$ カュ な ょ 規 6 る指 け 定  $\mathcal{O}$ に 苦 n 導 ば ょ 情 又 な る は 調 5 関 助 杳
- 6 改 善 護  $\mathcal{O}$ 内 医 容 療 を国 院 は 民 健 玉 民 康 保 健 険 康 寸 保 体 険 連 寸 合会に 体 連 合 報 会 告 カュ 5 な  $\mathcal{O}$ け 求 れ  $\otimes$ ば が な あ ら 0 な た い 場 合 に は 前 項  $\mathcal{O}$

(地域との連携等)

- $\mathcal{O}$ 百三十 自発 11 的 八 な 条 活 の三十 動等と  $\mathcal{O}$ 九 連携及 介 護 び 医 協 療 力を行 院 は、 う そ 等  $\mathcal{O}$ 運  $\mathcal{O}$ 地 営 域 に当 لح た 0) 交流 0 7 に は 努 8 地 な 域 住 け 民 れ 又 ば は な そ 5
- 入所者  $\mathcal{O}$ 他 介護  $\mathcal{O}$ 市 カン 医 療 町 5 村 の苦情に 院 が は、 実施 そ す 関 0) 運営に る事業に L て、 当 市 協力す た 町 村 2 等 て るよ が は、 派 遣する 提供 う 努  $\emptyset$ L 者 な た が 介 け 相 護 れ ば 談 医 及 な 療 院 5 び 援 な サ 助 11 を ピ 行う ス に 事業そ 関 す る

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 百三十 条に 規 定 八 する 条  $\mathcal{O}$ 基準 几 +  $\mathcal{O}$ 例 事 故 に 発 ょ る 生 こととす  $\mathcal{O}$ 防 止 及 る び 発 生 時  $\mathcal{O}$ 対 応 に 係 る 基 準 は 省 令 第 兀

(会計の区分)

第 他 兀 百三十  $\mathcal{O}$ 事 業  $\mathcal{O}$ 八 会計 条の を 兀 区 +分 <del>--</del> L な 介 け 護 れ 医 ば 療 な 院 5 は な 介 11 医 療 院 + ピ ス  $\mathcal{O}$ 事 業  $\mathcal{O}$ 会計 そ  $\mathcal{O}$ 

(記録の整備)

- 第 兀 関 百三 諸 +記 八 条 録を整備  $\mathcal{O}$ 兀 + て お 介 護 カゝ な 医 け 療 れ 院 ば は な 5 従 な 業者 V 施 設 及 び 構 造 設 備 並 び に 会 計 12
- 2 記 を整 護医 院 は、 その 入 完 所 結 者 に  $\mathcal{O}$ 対 日 カン す る ら 介 年間 護医 保 療院 存 サ な け ピ れ ス  $\mathcal{O}$ ば な 提 5 供 な に 関 い す る 次 に 撂 げ る
- 一 施設サービス計画
- が 兀 百 三十 か どう 八 カュ 条 に  $\mathcal{O}$ 0 + VI て 第 兀  $\mathcal{O}$ 検 項 討  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規 内 定 容 に 等 ょ る  $\mathcal{O}$ 居 記 宅 に お 11 て 日 常 生活 を営 む
- 三 兀 百 三十 八 条  $\mathcal{O}$ 第二 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 提 供 た 具 体 的 な サ ピ ス  $\mathcal{O}$ 内

等の記録

兀 所 者 省 令  $\mathcal{O}$ 第 心 身  $\mathcal{O}$ 六 条第 状 況 並 五 び 項 に  $\mathcal{O}$ 緊急 規 定 B に む ょ を得 る身 な 体 的 11 理 拘 由 束  $\mathcal{O}$ 等 記  $\mathcal{O}$ 態 様 及 び 時 間 そ  $\mathcal{O}$ 際  $\mathcal{O}$ 入

Ŧī. 第 四 百三十 八 条 の二十 五.  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 市 町 村  $\sim$  $\mathcal{O}$ 通 知 に 係 る 記 録

六 第四 百 三十 八 条 の三十 八 第二項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る苦 情  $\mathcal{O}$ 内 容 等  $\mathcal{O}$ 記 録

七 省 第 兀 +条 第三 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 事 故  $\mathcal{O}$ 状 況 及 び 事 故 に 際 L 7 採 0 た 処 置

ついての記録

五. 節 ユ = ツ 1 型 介 護 医 療 院  $\mathcal{O}$ 基 本方 針 並 び に 施 設、 設 備 及 U 運 営 に 関

する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方

(この節の趣旨)

第 ず、 び を営 近接 に  $\vdash$ 運営に 護医 お 百 三十 لح 11 む L ユ 療 て た て = 11 関 院 設 う。 め 同 ツ U. ト型介 条の す 0) け を る基準 場 6 11 う。 ごと れ 兀 所 に る 護 を + に 共 医  $\dot{\Xi}$ 以 ょ に 1 同生活 入居 う。 下 療 0 り \_ 院 第 11 者 第四 体 7  $\mathcal{O}$ 兀 施 的 室 は 節  $\mathcal{O}$ 百 百三十 三十 設 日 に に **(当** 常 構 ۲ お  $\mathcal{O}$ 全部  $\mathcal{O}$ 生活 成 該 1 八 節 て さ 八 療 条 養 同 が れ 条 に  $\mathcal{O}$ に 定め ľ 営ま る場所 室 お 三、  $\mathcal{O}$ 兀  $\mathcal{O}$ VI  $\overline{\phantom{a}}$ れ 第三節 + 入 て るところ 居 少  $\mathcal{O}$ 五. 以 者 基 及 数 本方 れ 下 び が 及  $\mathcal{O}$ 交流 療養 に に 第  $\sum_{}$ び 匹 針 対  $\mathcal{O}$ ょ 前 百三十 並 節 Ļ 室 節 す る E び る 及  $\mathcal{O}$ 支援 共同 に施 お び 規 定 11 八 当 条 設 が て で 該 行 日 療 カュ  $\mathcal{O}$ 常 養 設 わ 兀 ユ カン = + 室 n 生 わ 活 九 及 ツ ら

(基本方針)

第

町 並 養 兀 健 互. る ら  $\mathcal{O}$ 居宅に 百三十 医療 に び 上 入居 な ユ 社  $\mathcal{O}$ 会的 サ 居 管 者 日 ツ 宅 常 理 お 八 <del>---</del> 介護 型介 関係 生活 け 条 ピ 看護 る生 \_ ス  $\mathcal{O}$ 護医 を築 又 上 人 支援事業者、 兀 活 は  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ + 療院 き、 福 لح 意 兀 世話を行うことに 医学的管 祉サ 入居 思 自律 は、 及 ユ 後 び = 的な日常生活を営 地 理 ピ 居宅サー  $\mathcal{O}$ 人 ツ 格 ス 域や家庭と  $\mathcal{O}$ 生 1 を 活 下 を 型 尊重 提 に が 介 連続 供 ピ お 護 ょ ŋ け す ス L 医 事業者、 る者と  $\mathcal{O}$ る介 療 結び 各 た 施 院 むことを支援 護 設 ユ ŧ は 付きを重視 サ  $\mathcal{O}$ = 及  $\mathcal{O}$ CK 密 他 ツ と 長 接  $\mathcal{O}$ 機 な ピ 期 1 な連 介護保 能 るよう に ス 12 お 訓 計 わ L 携 練 L 11 画 た な た て に 険施設その そ 配 に り け 運営 そ 努  $\mathcal{O}$ 慮 基 れ 8  $\mathcal{O}$ 他 づ 養 ばならな き、 な を行 入 居 必 な が 要 が 必 け 他 者 な 入 要 れ 11 ら が 医 居 で ば  $\mathcal{O}$ VI 市 な 療 療 前 あ

第二款 施設及び設備に関する基準

(施設)

機能 兀 百三十 訓 練 室 八 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ 兀 カュ 十 次 五. 12 掲 ユ げ = る ツ 施 1 設 型介 を有 護 医 療 な 院 け n は ば な 養 6 室、 な い 察室 処 置 室 てバ

- 一 ユニット(療養室を除く。)
- 二浴室

三 サービス・ステーション

四 調理室

五 洗濯室又は洗濯場

六 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット(療養室を除く。

イ 共同生活室

(1) を有すること。 入 居者 共同生活室は が交流 共同 11 ず で れ 日 カュ 常  $\mathcal{O}$ 生活を営 ユ = ツ む 12 た 属  $\emptyset$ す  $\mathcal{O}$ る 場 ŧ 所  $\mathcal{O}$ とし とし、 て 当該 Š さ わ ユ = ツ 11 形  $\mathcal{O}$ 

- (2)ユ ニット \_  $\mathcal{O}$ 共同生活室 の入居者  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 定員を乗じて得た面 床面 積 は、 二平方 メ 積 以 1 上を標準とすること。 ル に 当該 共 同 生 活 室 が す
- ③ 必要な設備及び備品を備えること。

口 洗面設備

- ① 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2)身体 の不自由 [な者が 使用する のに 適したものとすること。

ハ 便所

療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

二浴室

1 身体  $\mathcal{O}$ 不 自 由 な 者 が 入 浴 す る  $\mathcal{O}$ に 適 L た Ł  $\mathcal{O}$ とすること。

口 浴  $\mathcal{O}$ ほ カュ 入 浴 に 介 助 を 必 要とす る者  $\mathcal{O}$ 入 浴 に適 L た 別 浴 槽 を

けること。

3 が で な なけ 項第二号に掲げ 場合 れ ばならな は、 この V る設備 ただし り でな は 入居 専 ら当該 者 に 対 ユ = す る ツ 介 1 型介 護医 療 護 院 医 療院 サ ピ  $\mathcal{O}$ ス 用  $\mathcal{O}$ に 提 供 供 す に 支 Ł 障  $\mathcal{O}$ 

項に 規定する ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か ユ = ツ 型 介 護 医 療 院  $\mathcal{O}$ 設 備 構 造  $\mathcal{O}$ 基 準 は 次

に定めるところによる。

医療院 ユ を除 ニッ 建 物 卜型介護医療院  $\mathcal{O}$ 以 下こ ず あ 0  $\mathcal{O}$ て カュ 号 及 は  $\mathcal{O}$ 要件を  $\mathcal{O}$ び 準 建 次項 耐 満 火建築物 たす二 入 お 居 1 者 階 て とすることが  $\mathcal{O}$ 同じ。 建 療養生活 て 又は は、 平  $\mathcal{O}$ できる。 屋 た 建  $\Diamond$ 火建築物とすること。 に使 て  $\mathcal{O}$ 用 ユ = な ツ 11 -型介護 附

養 室等 を一 及 75  $\mathcal{O}$ ず れ に ŧ 設 け て V な いこと。

- 口 て を満た、 養室等を二階 けこと 又 は 地 階 に 設 け T 11 る 場合 で あ 0 て、 次 に 掲 げ る  $\mathcal{O}$ 全
- (1) 二の計画 談 ること。 の上、 当該 ユ に 第 = 入 兀 ツ 百三十 居 者 型  $\mathcal{O}$ 介 円 八 護 滑 条 医  $\mathcal{O}$ 療 カュ 五. 院 0 迅 + $\mathcal{O}$ 速 兀 所 な に 在 お 避 地 難 11 を を 7 管 準 確 保 用 す す す る る る 消 第 た 防 兀 8 長 百三十 に 又 必 は 要 消 な 八 事 条 署 の三十 項 を定 کے
- 定によ こと。 第 四 る |百三十八 訓 練 に 0 条 11  $\mathcal{O}$ て 五. は + 兀 同 に 条 お  $\mathcal{O}$ V 計 7 画 準 に 用 従 す 11 る 第 昼 兀 百三十 間 及  $\mathcal{U}$ 夜 八 間 条 に  $\mathcal{O}$ 三十二 お 11 て 行  $\mathcal{O}$ 規 う
- (3)等と 火  $\mathcal{O}$ 災 連 時 携体 に お 制 け を る 整備す 避 難、 る 消 こと 火 等  $\mathcal{O}$ 協 力 を 得 ること が で き る ょ う、 地 域 住 民
- そ れぞれ 療養室等が二階 \_ 以上設け 以 ること。 上  $\mathcal{O}$ 階に あ る場合 は 屋 内  $\mathcal{O}$ 直 通 階 段 及 び 工 V ベ タ を
- 三 二以 避難階 \_ 療養室等が三階以 項 の 上 段 設 規 けること。  $\mathcal{O}$ 数 定による に 算 入することが ただし、 上 避難階段  $\mathcal{O}$ 階に 前号 とし あ る場合 で きる て  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 直 構 通 は 造とす 階 段を 避難 建築基 る に 場合 支 障 準 は が 法 な 施 そ 11  $\mathcal{O}$ 行 ょ 直 令 う 通 第 12 階 避 百二十三条 段 難 階  $\mathcal{O}$ 数 段 を
- 兀 <u>二</u> 十 六号 この 三十 第六 ては は、 兀 診 、号まで 場合に ま 危 察 害防 で の二十六 第三十条 医療法施行  $\mathcal{O}$ 第三十条の二十二、 用 に 掲 を除 止上 お に供 げる措 V 第三項か 必 す て、  $\mathcal{O}$ 十六、 る 規則第三十条、 要な方法を講 置 電 同令第三十条の十 気、 とある ら第五項まで及び第三十条 第三十条 第三十条 光線、 第三十条の二十三第一項、  $\mathcal{O}$ ずることと の 十 熱、 は  $\mathcal{O}$ 第三十条 +九、 七、 蒸気 八第一項  $\neg$ 11 第三十条 ず į 又は 第三十条の  $\mathcal{O}$ 四、 れ 中 放射 ガ カュ 第三十  $\sqsubseteq$ ス  $\neg$ の 二 十 と読 11 の二十第二 線 12 ず + に 関 第三十 み替 関 八 れ 条 す 七 ( 第 か  $\mathcal{O}$ す る の規定を準用 十三、 え 及 る 構 項、 構造 る び 第 造 項第四 の二十 ŧ 設 第三十 第三十 設備 四号  $\mathcal{O}$ とす 12 五. 号 か に 0 する。 る。 ら第 か 0 6
- 五 階段には、手すりを設けること。

六

下

造

は

次

 $\mathcal{O}$ 

お

りとするこ

- 11 従 ル 業者等 以上と ル <u>.</u> 上 す  $\mathcal{O}$ 中 円 る メ 滑 下 な 往 に ル あ 来 な 以 お、 に 上とすること。 0 支障が 7 は 廊 下 生  $\mathcal{O}$ じ \_\_\_ な 部 V  $\mathcal{O}$ た メ と認 幅を だ  $\otimes$ 拡 ル 以 5 張 中 れる する 廊 下 場合に  $\mathcal{O}$ L とに 幅 て は 差し は ょ り、 支え 入居 五. メ
- ロ手すりを設けること。

- ハ 常夜灯を設けること。
- 七 え 入 る 居 者 بح に 対 す る 介 護 医 療 院 サ ビ ス  $\mathcal{O}$ 提 供 を 適 切 に 行 う た 8 12 必 要 な 設 備
- 八 消 火 設 備 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 非 常 災 害 に 際 L 7 必 要 な 設 備 を 設 け る
- 5 保 屋 11 知 さ 建 前 を れ て 項 有 第 て  $\mathcal{O}$ す ユ \_ 11 る者 ると = 号 ツ  $\mathcal{O}$ 認 1  $\mathcal{O}$ 規 型介 意見  $\otimes$ 定 に た とき 護 を カュ 医 聴 カュ 療 は 11 わ 院 T 5 ず  $\mathcal{O}$ 耐 建 火 次 建 物  $\mathcal{O}$ 知 築物 各 で 事 あ 号 が  $\mathcal{O}$ 又 0 は 火 T V 災 ず 準 耐 火 れ 予 災 火 カコ 防 建 に  $\mathcal{O}$ 要件 係 消 築物とす る 火 活 入 を 居 満 動 者 ることを た 等 す  $\mathcal{O}$ に 安 木 全 造 L 要 性 か 専 が 門 0 な 亚 的 確
- 期消 理室 ス 火 等 プ 及 火 IJ び 災 ン 延 が ク 焼 発 ラ 生  $\mathcal{O}$ 抑 す 設 制 る に お  $\mathcal{O}$ 配 そ 設 慮 れ 置 が た構 あ 天 る箇 井 造 等 で 所  $\mathcal{O}$ あ に 内 装 る お け 材 کی る 等 防  $\sim$ 火  $\mathcal{O}$ 区 難 画 燃  $\mathcal{O}$ 性 設  $\mathcal{O}$ 置 材 等 料 に  $\mathcal{O}$ 使 ょ り 用 調 初
- n 円 常常 滑 警 報 な 消 設 火 備 活  $\mathcal{O}$ 設 動 置等 が 可 能 に な ょ ŧ る  $\mathcal{O}$ 火 災 であ  $\mathcal{O}$ る 早 こと。 期 発見 及 び 通 報  $\mathcal{O}$ 体 制 が 整 備 さ n て お
- あ ょ 避 ること。 5 9 , 配 難 置 П 円  $\mathcal{O}$ 人 増 員 滑 /を増員 な 設 避 難 搬 送を すること等に が 可 容易に 能 な 構 造 行 うた ょ で あ り め 1) に 火 災 +か  $\mathcal{O}$ つ、 分 際 な 避 幅  $\mathcal{O}$ 円 難 員 滑 訓 を な避 練 有 を す 難 頻 る が 繁 避 可 に 難 能 実施 路 な  $\mathcal{O}$ Ł す 確 る 保  $\mathcal{O}$ で 築

# 第三款 運営に関する基準

# (利用料等の受領)

- 第 設 す 兀 ピ ス サ る 百 費 三 + 護  $\mathcal{O}$ ピ 医 額 ス を控 費用 療 条 院  $\mathcal{O}$ 基 除 サ 四十 準 て 六 額 ピ 得 カゝ ス た を 5 ユ 額 当 =  $\mathcal{O}$ 該 ツ 支払 ユ  $\vdash$ = た 型 · を 受 際 介 ツ 1 護医 け 型 は るも 介 療 護 入 院 居 医  $\mathcal{O}$ は とす 療院 者 カュ 法 る に 6 定 支 利 代 払 用 理 わ 料 受 領 れ  $\mathcal{O}$ る サ 施 部 設 لح ピ 介 L ス 護 に 7 サ 該 施
- ビ ス ユ = を 提  $\mathcal{O}$ ツ 間 供 1 型介 し た 護医 不 際 合 に 療 理 入 な差 居 院 者 は 額 カコ が 5 法 支払 生 定 代 じ 理受領 を受 な 11 ょ け る サ う E 利用 L ピ 料 な ス に  $\mathcal{O}$ け 該 れ 額 ٤ 当 ば な L 施 5 な な 設 11 介 い サ 護 医 ピ 療 ス 費 用 サ 基
- 3 額  $\mathcal{O}$ ユ 支 ツ を  $\vdash$ 受け 型介 護医 る <u>ا</u> ک 療 が 院 でき は 前二 項  $\mathcal{O}$ 支 払 を受 け る 額  $\mathcal{O}$ ほ カゝ 次 に 掲 げ る 費 用  $\mathcal{O}$
- $\mathcal{O}$ 食 事 基 定 代 準  $\mathcal{O}$ す 提 わ ピ 供 用 ス る 1) 食 当 額 費 に 費 該 が 要 す 入  $\mathcal{O}$ 同 ユ 居者に ,る費用 負担 条第 = ツ 限 兀 支給 度 型 項 (法 額 介  $\mathcal{O}$ 規 さ 護 第 医 定 れ 五. を 限 療 12 た + 度 院 場 ょ \_\_\_ とする。 合 に ŋ 条 支払 は 当  $\mathcal{O}$ 三 該 第 わ 特 同 条 定 れ \_\_ た 項 入 第 場 所  $\mathcal{O}$ 者 項 規 合 第 定 は 介 護 に 同 サ 号 ょ 条 に ŋ 第二 規定 特 ピ 定 ス 項 す 入 第 が る 所 食 者 入

- 規定 基準 に 代 居 ピ す わ 住 ス る 用 費 り 当該 要す 額 が 居 住費 居者 Ź ユ 同 = 条第  $\mathcal{O}$ 負 に ツ 担限 四項 支給 1 (法 型介 第 度  $\mathcal{O}$ さ 護医 規定 額 れ 五. た +場 を 療 に 限度と より 院 合 条 に は  $\mathcal{O}$ 支払 当 三 する。 該 同 わ 特定入 条第二 れた 項  $\mathcal{O}$ 場 項 所 規 者 合 定 第二号に 介護 は ょ 同 サ り 特 条 規 定 第二項第二 F. 定 ス す 入 費が る居 所 者 入居者 住 号 護 費 に  $\mathcal{O}$ +
- 三 に 知 伴 事 が 11 必 定 める 要となる 基 準 費用 に基 づ き入居 者が 選定する 特 別 な 療 養 室  $\mathcal{O}$ 提 供 を 行 0 た
- 兀 に伴 知 事 1 必 が 要と 定め る基準 な る費 · に 基 用 づ き入 居 者 が 選 定す る 特 別 な 食 事  $\mathcal{O}$ 提 供 を行 0 た

# 五 理美容代

- 六 うち、 担 前 さ 各 せ 日 12 ることが 常 生活 掲 げ る 適 お ŧ, 当と V  $\mathcal{O}$ て  $\mathcal{O}$ 認 Ł ほ  $\Diamond$ 通 カュ 6 常 れ 必 介護 要と るも 医 な 療  $\mathcal{O}$ 院 る t サ  $\mathcal{O}$ に ピ 係 ス に る 費 お 用 11 で て あ 提 供 0 て、 さ れ 入 る 居 便 者 宜  $\mathcal{O}$
- 4 に よるも 前 項 第 0) 一号か とす Ź ら第 四 号までに · 掲 げ る費用 に 0 11 て は 知 事 が 別 に 定  $\otimes$ る لح ころ
- 5 ただし ょ び 費用 るも 当 ユ た = を  $\mathcal{O}$ 0 ツ 記 と 同 て す 項第 は、 型介 し る た文書を あら 護医 号 か か 療 交付 ら第四 じ 院  $\emptyset$ は て説明 第三項 号 入 居 ま 者 で を行 に掲 又はそ 各 号 げ に 11 の家族 掲 る費用 入居者 げる費用 12 に係る同意に  $\mathcal{O}$ 対 同意を得なけ  $\mathcal{O}$ 額 当 該 係 0 サ る 1 サ れ て ピ ばならな は、 ピ ス  $\mathcal{O}$ ス 文書に 内  $\mathcal{O}$ 容 提 供

(介護医療院サービスの取扱方針

+ 兀 -七条に 百三十 規 定す 条  $\mathcal{O}$ える基 兀  $\overline{+}$ 準 七  $\mathcal{O}$ 例 介 護 に ょ 医 療 ることとす 院 サ ピ る。 ス  $\mathcal{O}$ 取 扱 方 針 に 係 る 基 準 は 省 令 兀

(看護及び医学的管理の下における介護)

第 四百三十 第四十 八 八 条の 条 12 規 兀 定 +す 八 る 基 看護 準 及  $\mathcal{O}$ 例  $\mathcal{U}$ に 医学的管 よることとす 理  $\mathcal{O}$ 下 る に お け る 介 護 に 係 る 基 準 は 省

#### (食事)

- 第 況 百三十 及び 嗜 好 八 を考 条 0 慮 兀 L +た 九 食事を ユ = 提 ツ 供 1 型 L な 介 け 護 医 れ 療 ば ならな 院 は 栄養 11 並 び に 入 居 者  $\mathcal{O}$ 心 身  $\mathcal{O}$ 状
- 2 等 に応 6 ユ = じ ツ て 型介護医療 適 切 な 方 法 院 に は ょ 入居者 り 食 事  $\mathcal{O}$ 心  $\mathcal{O}$ 自 身 <u>\\ \</u>  $\mathcal{O}$ に 状 況 9 11 症 T 必 要 な支 そ  $\mathcal{O}$ 援 置 を カュ 行 れ わ 7 な 1 る け 環 れ ば
- 3 す ユ Ź لح ツ لح 型介護 ŧ に、 入 医 療 居 者 院 が は そ 入  $\mathcal{O}$ 居 心 身 者  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 状 生 況 活 に応じ 習 慣 を尊 て で 重 き る た 限 適 り 切 自 な 立. 時 間 7 食 食 事 事 を を

とが できるよう 必 要な 時 間 を 確保 な け れ ば なら

4 なら そ  $\mathcal{O}$ ユ 意思 な = VI ツ を ·型介 尊 重 護 L 医 0 療 0 院 は 入 居者 入居者が が 共 同 相 生 互 活 に 室 社 一で食事 会的 関 を摂ることを支援 係 を築くことができるよう、 しな け れ

(そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ サ ピ ス  $\mathcal{O}$ 供

養 四百三十  $\mathcal{O}$ 活動 又は あを支援 楽に 条 係 0 なけ る活 五.  $\overline{+}$ れ 動 ば のユ ニッ な 機会を提供 5 な 卜 型介護医 11 す るととも 療 院 は に、 入居 入 居 者 の嗜 者 が 好に応 自 律 的 に行うこ ľ た趣 味 れ 5

とその ユ = 家族と ツ 型介護医  $\mathcal{O}$ 交流 療 等 院  $\mathcal{O}$ 機 は 会を 常 12 確 入居者 保 するよう努め  $\mathcal{O}$ 家族 لح な  $\mathcal{O}$ け 連 携 れ ば を 义 な 6 る ととも な 11 に 入 居 者

(運営規 程

て 0 百三十八条 重要事項に関す  $\mathcal{O}$ 五.  $\overline{+}$ る規程を定 ユ = ツ め 1 型介 て お カコ 護 な 医 療 け 院 れ ば は な 5 次 な に 掲げ 1 る 施 設  $\mathcal{O}$ 運営 に 0 い

施設  $\mathcal{O}$ 目 的 及 び 運営  $\mathcal{O}$ 方針

従業者  $\mathcal{O}$ 職種 員 数及 び 職 務  $\mathcal{O}$ 内 容

及 び 入 その 居定 員 計数を  $\overline{\phantom{a}}$  $\mathbf{I}$ 型 療 *\*\ 派養床に う。 係 る 入 居定 員  $\mathcal{O}$ 数、  $\Pi$ 型 療 養床に 係 る 入居定 員  $\mathcal{O}$ 

ユニ ツ  $\mathcal{O}$ 数及 び ユ = ツ  $\mathcal{O}$ 入 居

兀

 $\vdash$ 

1

と

定員

五. 入居 者 対 す る介 護医療院 サ ピ ス  $\mathcal{O}$ 内容及 び 利 用  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 費 用  $\mathcal{O}$ 額

六 施設  $\mathcal{O}$ 利 用 に 当 た 0 て  $\mathcal{O}$ 留 意事 項

七 非常 災 害 対 策

八  $\mathcal{O}$ 施 設  $\mathcal{O}$ 運営 に 関 す る 重 要 事 項

(勤務体 制  $\mathcal{O}$ 確保等)

兀 百三十 条 の五十二 勤 務 体 制  $\mathcal{O}$ 確 保 等 に 係 る 基準 は 省令 · 第 五 十二条 に 規 定

する基準 例によることとす る

(定員  $\mathcal{O}$ 遵守)

を得な 四百三· 療養室  $\mathcal{O}$ + V 定員を超えて 八 条の 情 が 五 十 三 あ る場合 入居させ は ユ = ツ て  $\mathcal{O}$ 型 限 は な 介 り 護 で 6 な な 医 療院 V 11 た は ただし、 ユ = 災害、 ツ 虐待 と  $\mathcal{O}$ そ 入 居  $\mathcal{O}$ 他 定  $\mathcal{O}$ 員 P 及 CK

準用

兀 で 百三十 百三十 百三十 及び 第 兀 八 百三十 条 条 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 0 二十三、 十 五 五. 八 + 条 兀 の三十二か 第 第四 四百 第四 百三十 三十 百 三十 5 八 第四 八条 条 八 条  $\mathcal{O}$ 百  $\mathcal{O}$ +  $\mathcal{O}$ 三十 <u>-</u> 七 七 カュ カコ 八 五. 5 5 条の 第四 カュ 第 5 匹 百三十 第 百三十 兀 | | | | | | | | 兀 百三十 八 八 で 条 条  $\mathcal{O}$ 八  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規定は 条  $\frac{-}{+}$ 十三ま の二十八 ま で、 で ユ ま = 第

٢, 三十 Ŧī. す 六六条 は +る 八条 [ ] 省令 第四 七 型介 「第 八 兀 条 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 百三十 ٢, とあ 第 兀  $\mathcal{O}$ +兀 お 医 中 七 と 八 あ 療 第 る 11 八条」と、 条 あ 八条 四百三十 中  $\mathcal{O}$ て る 院 準用 第 は 八 「第 る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 条 七  $\mathcal{O}$ は 0 四十 第五 項 は す 11 第 とあ 第五 て準 八 「第五 八 る省令第二十六条」と、 四百三十八 条の 十四四 と 読 中 条」 「第十 る +条に 兀 4 兀 とあ 節第三款」と、  $\mathcal{O}$ す 一十二第二 条に 替えるも は る お 「第五 八 条の二十 **条**」  $\mathcal{O}$ お 11 は  $\mathcal{O}$ 7 い |項第四 とあ て準用 「第五 +準用する省  $\mathcal{O}$ -四条に と 六 第 す る 中 号 十四四 第 四 する  $\mathcal{O}$ お る 四百三十八条の 「第二十六 中 お は 11 百三十 条に 令第三十六条 て、 11 省令第七 て準用 第五十 第十 お 六 八 11 条」 条 兀 条 て す 百 とある 準用 条 三十 第 三十六中 の二十七 る 五 \_ に 省 ٢, 項」 する お 令 1 第  $\bar{\mathcal{O}}$ と 省 第 「第三 第 八 兀 は あ 令 兀 二項 準用 条 百 百

加 える。 に規定す 五. 百 +兀 る指 条第十 定 介 <del>--</del> 号 護 予防 中 指定 支援事業者を 介 護予防 支援事業者」 11 う。 以下こ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 章 下 に に お  $\neg$ 11 法 て 同 第 ľ 五 +

医療院 五百 + に 八 改 条 める 第 項 中 又 は 介 護 老 人 保 健 施 設 を 介 護老 人 保 健 施 設 又 は 介

護 を する 五百二十 11 う。 Ł 0) 第五百三十三条第三項に 五. を行う保 条 中 健 看護 師、 看護 職 員 師 歯 及 お び准 科 衛 1 て 看 生 護師 同 士 が U を除 行  $\overline{\phantom{a}}$ う介 \_ 1 た保 護 を 削 予 防居 健師 る 宅 療養管 看護 師 及 理 び 准 看

局 に改 五百二十  $\Diamond$ る。 七 条第 項 中 薬局 又 は 指 定 訪 問 看 護 ス テ シ 彐 ン 等 を 又 は 薬

五. 百二十九 条 中 第 五. 号 を 六 号 لح 第 兀 号  $\mathcal{O}$ 次 に 次  $\mathcal{O}$ 号 を 加 え る

五 通常事業の実施地域

第五百三十三条第三項を削る。

六 章 第 九 節 第六 款  $\mathcal{O}$ 次に 次  $\mathcal{O}$ 款 を 加 え る

共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

六

款

の <u>-</u>

共

生

型介

護

予

防

サ

ピ

ス

12

関

す

る

進

六百 社 定 に  $\mathcal{O}$ づ 入 会生 す 所事 お 活 定 業者 7 お 障 0 定 総 短 害 共生型介 7 (障 福 合 害者 的 入 指 祉 介 護予 所 定 サ に 支援す 事業者 障 護  $\mathcal{O}$ 予防 害 防 ピ 日 常生活 短 福 ス 短期 る を 祉  $\mathcal{O}$ 期 事 た VI サ 入 業等  $\Diamond$ 及 入 所 VI び 所  $\mathcal{O}$ F, 生 指定 生活 法律 ス  $\mathcal{O}$ 社 活 等 会 介 人 |第二十 障 基 員 生 介 護に 害者 護 準 活 設 係 を総合的 支援施 備 九 لح لح る 条第一 共 11 及 11 う。 び う。 生 運営に 型 設 に 支援す 項 介 ( 障 第 護 に  $\mathcal{O}$ 害 規 関 百 事 予 定 者 業 防 +す る す  $\mathcal{O}$ る た を サ 八 る指定 条 基  $\otimes$ 行 日 第 潍  $\mathcal{O}$ う ピ 指 生 法 ス 以 律 定 項 12 短 下 次 及 規 ے 基 び

指 支援: 省 じ 令第 定 ピ 短 て ス 指 支 期 等 設 百 六 援 入 定 施 所 業 短 十 準 11 五. 期 設 を を う。 行 条 提 入 が 百 供 に 所 そ う 規 す  $\mathcal{O}$ 事 兀 下  $\mathcal{O}$ 施設 業所 条 定 る 事 事 す 業 に  $\mathcal{O}$ 業者 を 規 る  $\mathcal{O}$ لح 基 定 行 全 L 準 に う 部 て す お 場合 限 又 当 る  $\mathcal{O}$ 11 例 る。 は 該 指 7 定 に に 施 \_\_ 同 部 設 短 ょ お が 期 ることとす と 11 が 利 て、 入 <del>--</del> 該 所 用 体 が 事 当該 者に 的 を 業に 定 う。 事 運 利 短 関 業 用 営 期 さ を行 を 以 入 て 行 れ 下 所 う う 7 た 事 事  $\mathcal{O}$ 指 い す 業 定 な ベ 所 所 に 11 き 居 又 に お 基 室 は お を 指 11 7 利 口 7 定 +

#### (準用)

٢, 兀 六百三条 る省 Ŧī. は 型 同 る て る 百 百 十三条 第 六 ピ 潍 護予 八 介 六  $\mathcal{O}$ 項 百 甪 ま お 所 五. 令 IJ 令 + 護 + 九 九 八 五. テ 兀 予 で +兀 あ 第 す 防 防 五. 八 لح 条 百 生 第 11 活 中 号 る 防 条 7 お 百 百 百  $\mathcal{O}$ 短 短 百 兀 条 九 第  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 三十 の三中 第五 + 六 五. 七 +兀 三 準 中 第 九 期 期 短 介  $\mathcal{O}$ 1 シ 並 条 十二条 ことあ 入所 介 は ++九 期 び  $\mathcal{O}$ 用 護 て 五十三条 入  $\mathcal{O}$  $\exists$ 百 =護予 条」 六 は 条 従 準 所 条 入 に 百 す لح 次 八 八 第 従業者 生活 生活 業 第 条 条」 所 第 る 条  $\mathcal{O}$ 用  $\mathcal{O}$ 五. + 兀  $\neg$ る 生活 者 防 ٢, 中 に  $\mathcal{O}$ +省 第 十三第二項 百 す 第 兀 第 百 同 ٢, 令第 六  $\mathcal{O}$ 款 八 お 短 る 介護 介 兀 兀 条 兀 項  $\mathcal{O}$ + 八 ٢, 条 は 省令 第五 第百 護 第 期 ++中 + 介 + 百 11 百  $\mathcal{O}$ (第 と 従業者」 護 五. 入 六 「第百六十六条に 九 + 九 五. て  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 九 八 三十 あ 第百三十 ٢, 第五 提供 + +号 準 第 所 条 百 介 第 条  $\mathcal{O}$ 五. +条 三条 る 生 に 七 護 匹 (T) 事 中 用 Ŧī. 百 第 \_\_  $\mathcal{O}$ 十三条 Ξ ·業に 条 と 活 +· 条 」  $\mathcal{O}$ 予 す 百 お 第 に 百九 八十 第五 条、 兀 三 は あ 当た 次 る 介 五. と 防  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 八 11 \_\_\_ 百 カュ 一共 三条 条 第 る + 護従 条 とあ 百 五 1 訪 十 二 と 第 T 百 +0 <del>---</del> 6 う。 中 第 に 兀  $\mathcal{O}$ 条第二項第二号 準  $\mathcal{O}$ る 問 あ 条 五. 兀 + 第 い 第 生 二項 業者 従業者 は \_ 士 条 を除 +用  $\mathcal{T}$ お 百 る 入 る 百 兀 「第百三十三条」 型 お  $\overline{\phantom{a}}$ 項 ٢, 浴 準 する  $\mathcal{O}$ 八  $\mathcal{O}$ 八  $\mathcal{O}$ 八 九 条 百 11 第四 介護 1 لح  $\sqsubseteq$ は 条 7 介 兀 は 用 条 + $\mathcal{O}$ 八 て 護従 ۲, とあ 省令 第五 ٢, 二条 十三、 準 あ と 九  $\mathcal{O}$ 中 す  $\mathcal{O}$ 以 第 準 予 百 あ 用 条 第 る  $\overline{\phantom{a}}$ 兀 る 八 防 用 八 第三項 下こ 同 す 百 第 業 第 百 第 百 及 条 る  $\mathcal{O}$ る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 短 する省令第五十三条の Ξ +百三十 項第 中 七 六 者 六 第 る  $\mathcal{O}$ 兀 兀 兀  $\mathcal{O}$ は  $\mathcal{U}$ 第  $\mathcal{O}$ 期 八 + +百九 + 第 は  $\mathcal{O}$ 第 五. は 百  $\mathcal{O}$ カュ 兀 七 条 入 1九十二条 五 中 章 لح 百 六 لح 次 六 兀 兀 六 第 場 5 百 ま 所  $\mathcal{O}$ あ 六十 共 六 条 条 あ 条に 合 款 第 号 百 あ 条 百 に +第 八 で  $\neg$ 生 十三第二項」 · 二条 」 条 六十 五. 中 九 る に 生 中 る に お る に 兀 +  $\mathcal{O}$ 活 十三条 型介 十 二 お  $\mathcal{O}$ お 護 V  $\mathcal{O}$ お お 規 六 九  $\mathcal{O}$ 百 介護 は と 第百 は 予 六 は V 1 定  $\mathcal{O}$ T 条 兀 11 V 九 条 て 防 条 五. て は 及 百 7 لح て 百  $\mathcal{O}$ 「共  $\neg$ 従 三十 第 共 第 準 予 準 通 あ 準 び  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 防 用 生 用 五. 百 生 る 用 第 共 +十 六 す 型 型 兀 生. 第 百 六 IJ す  $\mathcal{O}$ 

二項」 て 準 甪 する 第五 省令第百 百 八 +兀 兀 条中 五条」 と 読 百 み替え 四十 五. る 条」 ŧ とあ  $\mathcal{O}$ とす る る。  $\mathcal{O}$ は 「第百 六十六 条に お い

第六百 第六百十 十 四 八 条に 条中 次 介  $\mathcal{O}$ 護 \_ 号を 老 人 、保健 加 える。 施設」  $\mathcal{O}$ 下 に 若 し < は 介 護 医 療 院 を 加 え

を超え を当該 介 護医 ることとなる 介 療院 護医療院 であ る  $\mathcal{O}$ 利用者数 入所者とみ 指定介護予防 な 短 L た 期 場 入 合 所 に 療 養 お 11 介 護 て 事 入 業 所 定 所 員 に 及 あ び 0 療 7 養 は 室  $\mathcal{O}$ 利 定 用 員 者

第六百三十四条に次の一号を加える。

お 所 1 12 ユ あ = て 入 0 ツ 居 て 定員 は、 型介 護医 及 利 Ţ 用 者を当 療院 療 養室 で あ  $\mathcal{O}$ 該 定員 ユニ る ユ んを超え = ット ツ 型 1 介 型指定介護 ることとな 護 医 療院 予 る  $\mathcal{O}$ 利 防 入居者と 短期 用 者 数 入 所 4 な 療 養介 した場合 護 事 業 に

に 第六百 次  $\mathcal{O}$ 号を + 加 九 条第一 える。 号 中 利 用 料  $\mathcal{O}$ 下 12 全 国 平 均 貸与 価 格 を 加 え、 同 条

を 加 七 第 六百九 える。 指定介 格 帯 +0 条第 異 護 予防福祉 なる複数 兀 項 中 利  $\mathcal{O}$ 用具貸与 福祉 用者」 用具に関す の提供に の 下 に 「及び当該利用者に係る介護支援専門 る情報 当たって を 利用 は、 者に 同 種 目 提供 す に るも お け  $\mathcal{O}$ る 機 とする。 能又 員 は

を第 附 四号と 則第二条中 同号 第二号を  $\mathcal{O}$ 次に次 削 り、  $\mathcal{O}$ 第三号を第二号と 一号を加える Ļ 第 兀 号を第三号とし、 第五 묽

五. 介護医 療 院  $\mathcal{O}$ 人 員 施設 及  $\mathcal{U}$ 設備並  $\mathcal{U}$ に 運営 関 す る 基

附則

及 び 第六  $\mathcal{O}$ 百 例 八十 は 九 平成三十 条第 \_ 号 年 兀  $\mathcal{O}$ 改 月 正 規 日 定 カゝ は 6 施 同 行 年 す る。 +月 た だ 日 カン 5 施行 第二百 す る 五十六条 第